

第5章 日光市独自区域に関する事項

藤原地域、足尾地域、栗山地域及び JR 下野大沢駅周辺地区の方針として、日光市独自の区域を定め、各拠点のまちづくりの方針を実現するための、居住・都市機能に関わる方針や施策・事業を設定します。

1. 藤原拠点区域の方針
2. 生活拠点区域の方針

1 藤原拠点区域の方針

(1) 藤原拠点区域 設定の背景

藤原地域は、市の北東部に位置し、東武鬼怒川線の鬼怒川温泉駅を中心に市街地が形成されており、藤原庁舎における行政機能をはじめ、日常生活に必要な都市機能が集積しています。また、鬼怒川温泉をはじめとする温泉地やテーマパーク等の観光資源、鬼怒川溪谷の優れた自然環境を有しており、市街地の大部分は日光国立公園区域に含まれています。

日光国立公園管理計画（H25.4）では、鬼怒川温泉周辺は、首都圏を控え多くの利用者を迎える温泉地であり、多くの利用者の利用環境を守るための良好な風致を保護する区域として、自然公園法に基づく特別地域に指定されています。

立地適正化計画における都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定にあたっては、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針に基づき、自然公園法による国立公園特別地域の指定エリアは誘導区域に含めてはならない区域として定められています。

そのため、立地適正化計画で定める誘導区域とは別に、本市の都市拠点の1つとして目標とする役割を実現するため、法に基づかない本市独自（任意区域）の区域として「藤原拠点区域」を定めます。

藤原拠点区域においては、日常生活を支援する施策、生活環境の向上や定住を支援する施策、良好な風致を保護しつつ、固有の環境資源を活かしたまちづくりを引き続き検討し、環境省と連携した市の施策を講じていきます。

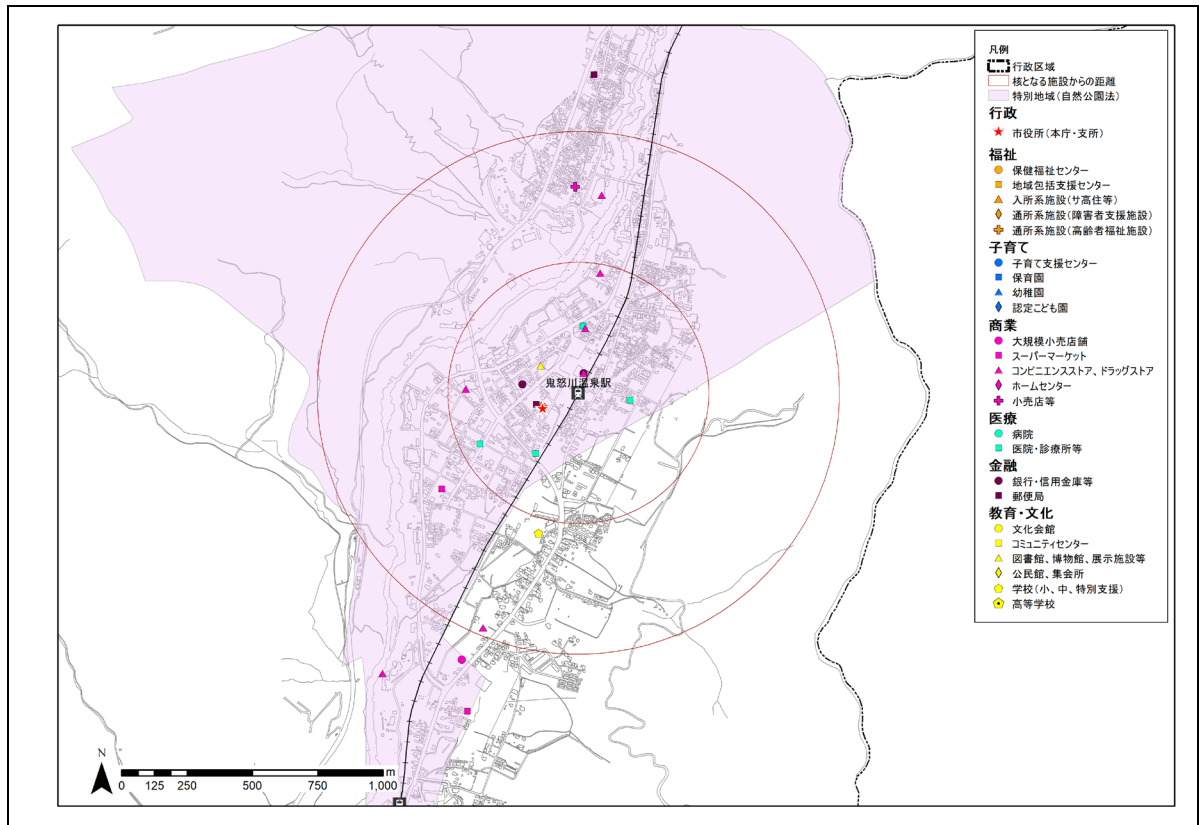


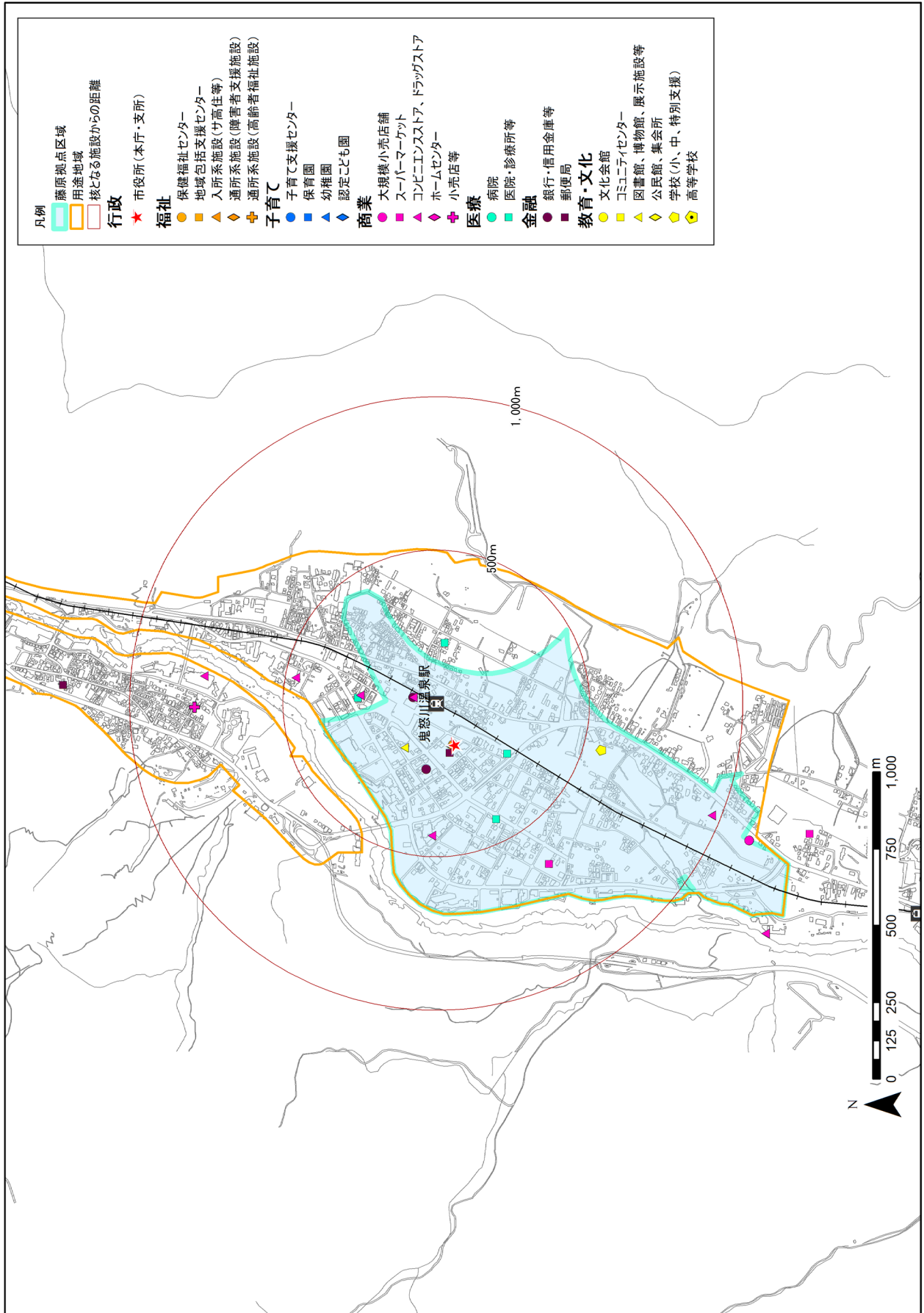
図 藤原地域における国立公園特別地域の指定状況

(2) 藤原拠点区域の方針

表 藤原拠点区域の範囲と都市機能・居住の方針・施策展開方針

拠点名	藤原（都市拠点）
都市計画での位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内（用途地域内）
区域・範囲等 （次頁参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・藤原拠点区域は、鬼怒川温泉駅を核とし、用途地域を基準に設定します。 ・これまでのまちづくりとの整合を図るため、観光地としての雰囲気、都市基盤が整備された環境、都市機能の集積状況、鉄道による広域的な交通利便性などを活かし、魅力とにぎわいのある良好な生活環境を備えたエリアとして設定します。 ・なお、鬼怒川以西については、河川により駅周辺との一体性が確保されず、公共交通による連携がなされていないため区域から除きます。 ・安全・安心な立地環境を確保するため、土砂災害警戒区域等の指定がされている部分については区域から除きます。
まちづくりの基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・観光的商業地としての特性を活かし、定住へつながる魅力ある拠点づくりを図ります。 ・定住の場としての暮らしやすさに加え、地域資源を活かした観光地としての魅力向上や交流人口によるにぎわい・活力など、付加価値を有する環境づくりを目指します。 ・山地に囲まれた地形的条件から、用途地域内においても土砂災害警戒区域等の指定が見られるため、安全に暮らせる環境づくりを図ります。
都市機能・居住に関する方針	<p>【都市機能に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活を支える機能の維持・向上を図ります。 ・地域の特性を活かした拠点形成のため観光機能を誘導します。 ・居住の場となる拠点形成のため居住促進に資する機能についても確保します。 <p>【居住に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活サービス機能を備えた便利で住みやすい環境を活かした拠点として、居住の誘導を図り、定住人口を維持していきます。
事業・制度・施策等の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼怒川温泉の豊富な温泉資源を活かした魅力的な観光地としての充実を図ります。 ・鬼怒川温泉駅前の公共施設等の再編による地域の活性化を図ります。 ・社会資本整備総合交付金をはじめとした国や県の支援を有効活用し、地域状況に応じた多様な分野と連携した取組を進めます。 ・今市地域や日光地域に準じた施策を藤原拠点区域においても検討していきます。

【藤原拠点区域図】



2 生活拠点区域の方針

(1) 生活拠点区域 設定の背景

本市では、都市拠点（今市、日光、藤原）外に各種都市機能や居住機能がある程度集積している地域での日常生活機能を維持するとともに、生活利便性の確保や都市基盤施設の充実を図っていくため、法に基づかない本市独自（任意区域）の区域として「生活拠点区域」を位置付けます。

JR下野大沢駅周辺の地区では、すでに良好な居住環境を形成しており、今市拠点の居住機能や交流機能を補完する拠点形成を図る必要があります。また、足尾地域や栗山地域のような都市計画区域外の郊外部では、集落や住宅などが少ない上に分散しており、日常生活に必要な都市機能の維持・充実が課題となっています。さらには、本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワークの実現のためには、都市機能が集積する都市拠点（今市、日光、藤原）と生活拠点（足尾、栗山、南原）が連携したまちづくりも必要となります。

そのためには、都市拠点（今市、日光、藤原）外の居住者が都市機能誘導区域内や藤原拠点区域内にある各種の都市機能を円滑に利用しやすいよう、公共交通軸を活用した地域公共交通の維持・充実などにより、生活拠点（足尾、栗山、南原）と都市拠点（今市、日光、藤原）の拠点間連携を図っていくことが重要です。

このように、日光市立地適正化計画の基本理念「便利なまち・快適な暮らし・活発な交流をかがやく日光の未来につなぐ コンパクトシティの形成」を踏まえ、市街地と郊外が連携し合いながら、さらには郊外部での集約の形として「生活拠点区域」を位置付けるものです。

【生活拠点区域の考え方】

●都市計画区域内における拠点的な市街地

- ・良好な居住環境を形成している JR 下野大沢駅周辺の地区を「南原生活拠点区域」として位置付けます。

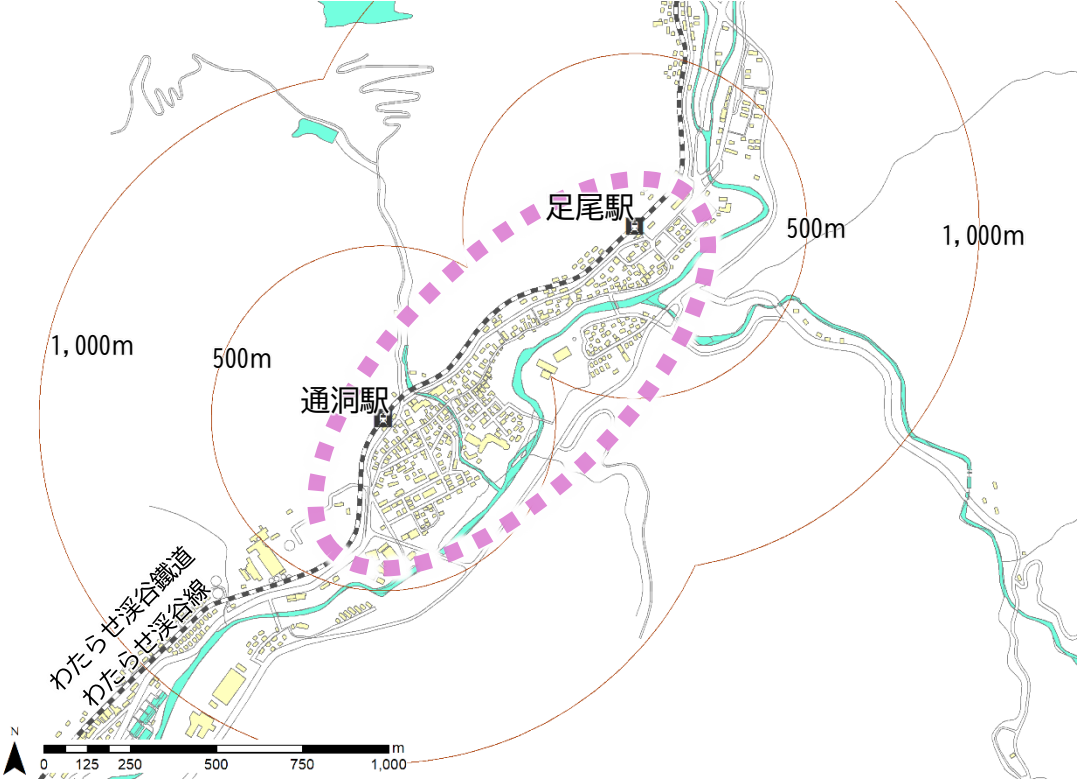
●都市計画区域外における拠点的な集落地

- ・本市が合併する前の旧足尾町、旧栗山村における中心地であった拠点的な集落地を「地域生活拠点区域」と位置付けます。

(2) 生活拠点区域の方針

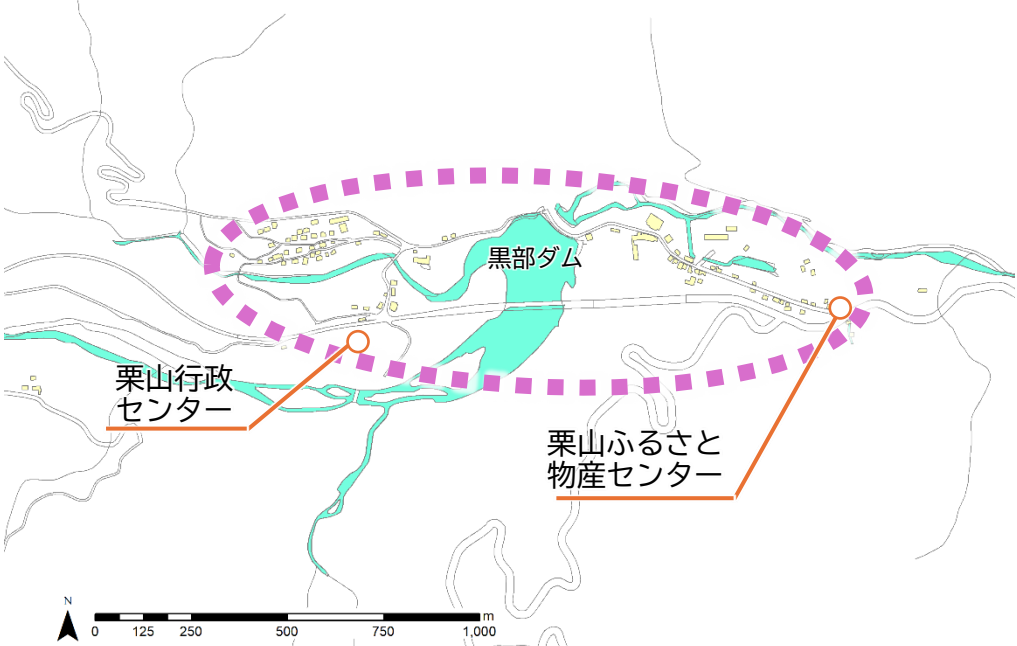
① 足尾地域生活拠点区域

表 足尾地域生活拠点区域の範囲とまちづくりの方針・施策展開方針

拠点名	足尾地域生活拠点区域
都市計画での位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外
区域・範囲等	<p>・足尾地域生活拠点区域は、わたらせ渓谷鐵道わたらせ渓谷線の足尾駅と通洞駅を含むエリアとします。</p>  <p style="text-align: center;">図 足尾地域生活拠点区域の位置図</p>
まちづくりの基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・足尾地域の中心として地域の交流拠点を目指し、必要な都市機能の維持を図ります。 ・地域の人々が安心して暮らせる居住環境を維持するとともに、産業遺産をテーマとした「エコミュージアム」としての街並みの形成を図ります。 ・日本の近代化と産業化に大きく貢献した足尾銅山の坑道跡や我が国で初めて本格的な公害対策を行った製錬所などの保存・活用と環境体験学習の拠点を目指します。
事業・制度・施策等の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金をはじめとする総合的な事業により、地域状況に応じて多様な分野と連携した取組を進めます。 ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の確保を図ります。 ・足尾地域の産業遺産などに代表される観光資源の保全に努め、活用を図ります。 ・足尾銅山観光の再整備等を進め、拠点の維持を図ります。

② 栗山地域生活拠点区域

表 栗山地域生活拠点区域の範囲とまちづくりの方針・施策展開方針

拠点名	栗山地域生活拠点区域
都市計画での位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外
区域・範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ・栗山地域生活拠点区域は、地域内の主要な行政機能「栗山行政センター」と市内外の方が訪れる「栗山ふるさと物産センター」を含むエリアとします。  <p style="text-align: center;">図 栗山地域生活拠点区域の位置図</p>
まちづくりの基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・栗山地域の中心として地域の交流拠点を目指し、必要な都市機能の維持を図ります。 ・地域の人々が安心して暮らせる居住環境を維持するとともに、豊かな自然が作り出す山並み景観や水辺景観の保全・活用を図ります。 ・豊富な温泉資源や歴史性を踏まえた街並みの景観形成を図ります。
事業・制度・施策等の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金をはじめとする総合的な事業により、地域状況に応じて多様な分野と連携した取組を進めます。 ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の確保を図ります。 ・日光市景観計画及び日光市街並形成ガイドラインの活用により、周囲との調和を目指すとともに、魅力ある街並み形成を図ります。

③ 南原生活拠点区域

表 南原生活拠点区域の範囲とまちづくりの方針・施策展開方針

拠点名	南原生活拠点区域
都市計画での位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内（用途地域外）
区域・範囲等	<p>・南原生活拠点区域は、区域内の行政機能「南原出張所」とＪＲ日光線の下野大沢駅を含むエリアとします。</p>  <p style="text-align: center;">図 南原生活拠点区域の位置図</p>
まちづくりの基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ＪＲ下野大沢駅周辺の地域は、地域住民の利便性を確保する日常的商業地や現在の住環境を維持しつつ、今市拠点の居住機能や交流機能を補完する拠点形成を図ります。 ・今市拠点とのネットワークを確保し、連携強化を図ります。 ・無秩序な開発の進行を抑制し、良好な住環境の保全を図ります。
事業・制度・施策等の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金をはじめとする総合的な事業により、地域状況に応じて多様な分野と連携した取組を進めます。 ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の確保を図ります。 ・無秩序な開発による市街化への対応や良好な住環境の維持、また周辺の農地との共存を図るため、地区計画制度等の導入を検討します。

第6章 防災指針に関する事項

本市が抱える災害リスクを分析し、災害リスクの低減・回避を基本とした防災・減災に向けた指針として、取組方針及び防災施策を設定します。

1. 防災指針の目的等
2. 災害リスクの分析
3. 防災指針



1 防災指針の目的等

(1) 防災指針とは

令和2年(2020年)6月に公布された都市再生特別措置法の改正において、頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要となっています。具体的には、居住誘導区域からの災害レッドゾーンの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を作成し、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが求められています。

様々な災害ハザードエリアを誘導区域(居住誘導区域、都市機能誘導区域)から全て除くことは現実的に困難であることから、誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、「防災指針」を定めます。

次頁より、本市が抱える災害リスクの現状と課題を整理し、防災まちづくりの方針を実現するための災害リスクの低減・回避を基本とした取組方針及び防災施策を設定します。

表 本市における災害ハザードエリアの取扱

都市計画運用指針の考え方	災害ハザードエリア	根拠法令	本市の取扱
誘導区域に含めてはならない区域(レッドゾーン)	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	誘導区域に含めない
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
原則として居住誘導区域に含まないこととすべき(イエローゾーン)	土砂災害警戒区域	※土砂災害特別警戒区域と同法	一部誘導区域に含む 誘導区域に含む
	浸水想定区域	水防法	
	家屋倒壊等氾濫想定区域	県知事指定	

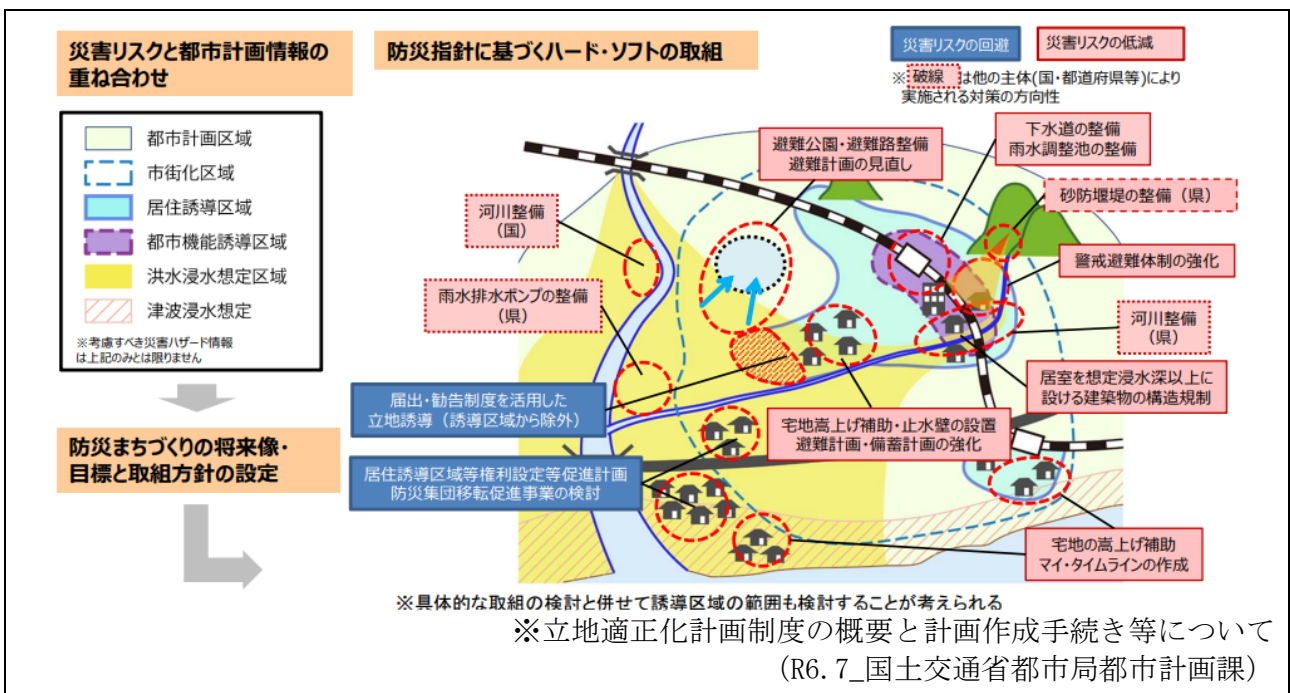


図 水害に対する防災指針の例

2 災害リスクの分析

(1) 災害ハザード情報等の整理

本市で発生する恐れのある災害ハザード情報等を下表に示します。

表 災害ハザード情報等

災害種別	ハザード情報等	出典	年度
洪水	浸水想定区域（想定最大規模） ※想定最大規模とは、1年間に1/1,000程度の確率で発生する降雨規模	市内河川洪水浸水想定区域図 ダム下流域洪水浸水想定区域図 県管理河川の浸水リスク想定図	R5（2023年）
	浸水継続時間		
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）		
土砂	土砂災害特別警戒区域	とちぎ地図情報公開システム	R6（2024年）
	土砂災害警戒区域		
	急傾斜地崩壊危険区域		
地震	地震震度分布	栃木県地震被害想定調査	H26（2014年）
火山	日光白根山火山噴火ハザードマップ（噴石・降灰・降灰後の土石流）	日光白根山火山噴火ハザードマップ	H30（2018年）

表 災害ハザード情報の対象河川

管理	河川名	浸水想定区域	浸水継続時間	家屋倒壊等氾濫想定区域
国	大谷川	●	●	—
県	古大谷川	●	●	—
県	武子川	●	●	—
県	中禅寺湖・大谷川	●	●	●
県	三河沢川・湯西川	●	●	●
国	鬼怒川	●	●	●
県	行川	●	●	—
県	黒川	●	●	—
県	赤堀川	●	●	—
県	田川	●	●	—
県	志渡淵川	●	●	—

(2) 洪水浸水に関する現状・課題

- 主に日光市南東部の、鬼怒川や大谷川周辺の市街地・居住地の一部が浸水深 3.0m未滿の洪水浸水想定区域に指定されています。建物棟数としては、市内の 8.5% (5,563 棟) が区域内に立地しています。
- 浸水深 3.0m以上の洪水浸水想定区域内に立地する建物は、市内建物棟数のうち 3.9% (2,535 棟) です。

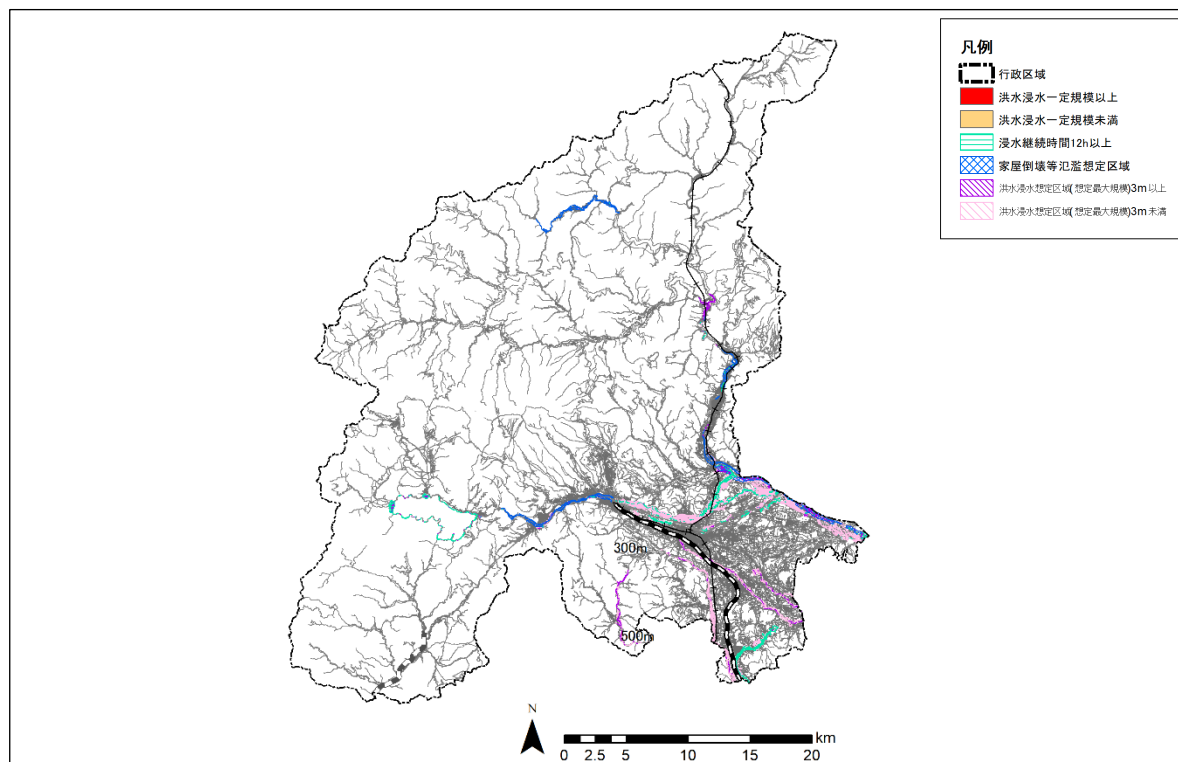


図 洪水浸水想定区域（日光市全域）

表 洪水浸水想定区域内に含まれる建物棟数の内訳

単位：棟	洪水浸水一定規模以上 にかかる建物		洪水浸水一定規模未滿 にかかる建物		洪水浸水の影 響がない建物		合計
	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合	
今市地域	317	0.5%	4,341	6.6%	35,980	54.7%	40,638
日光地域	1,004	1.5%	999	1.5%	11,912	18.1%	13,915
藤原地域	994	1.5%	220	0.3%	7,613	11.6%	8,827
足尾地域	0	0.0%	0	0.0%	1,257	1.9%	1,257
栗山地域	220	0.3%	3	0.0%	887	1.3%	1,110
日光市全体	2,535	3.9%	5,563	8.5%	57,649	87.7%	65,747

① 今市地域

	現状	課題
居住誘導区域周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水深 3.0m以上が想定される区域や浸水継続時間 12 時間超の区域があります。 ⇒p71【A】参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住誘導区域に含めないよう設定されており、災害リスクの回避に向けた検討が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大谷川北岸の広範囲が浸水深 3.0m未滿の区域となっており、一部エリアには建物が多数立地しています。 ⇒p71【B】参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所への水平避難や水害発生時の垂直避難の徹底等の防災意識向上を図り、要配慮を含めた迅速な避難行動を促す取組が必要です。
今市地域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域、または垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上に立地する建物が今市地域内の建物棟数の 0.8% (317 棟) あります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備等のハード整備による災害リスクの低減に加え、指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。

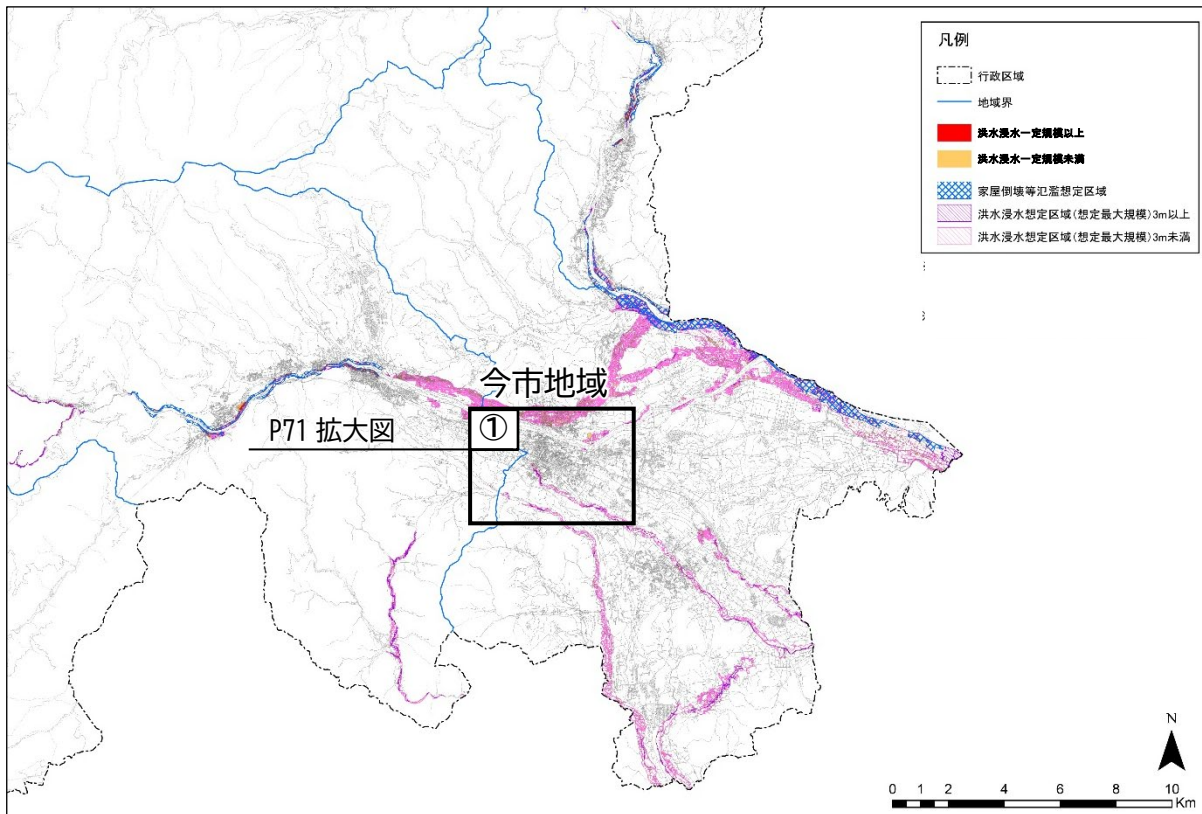
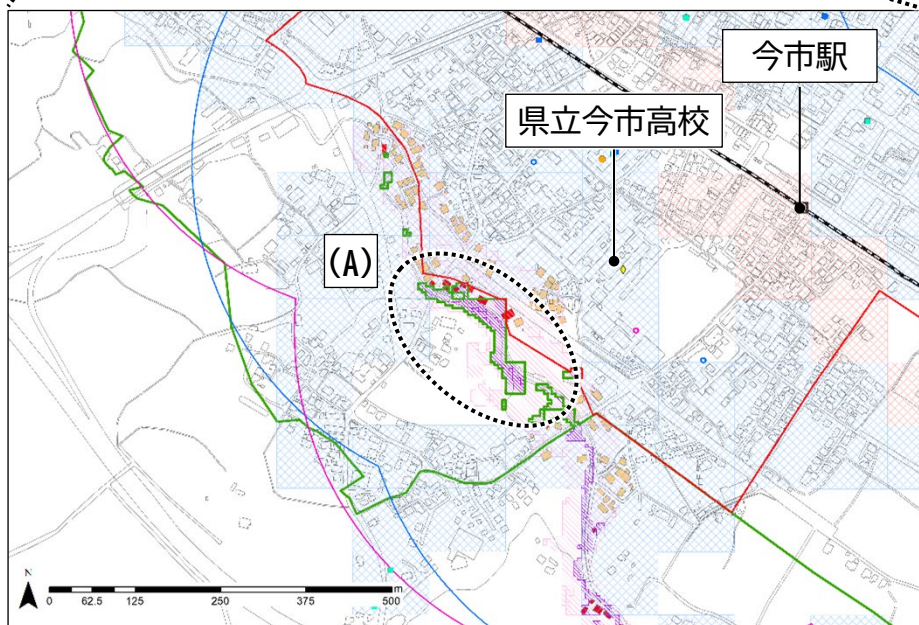
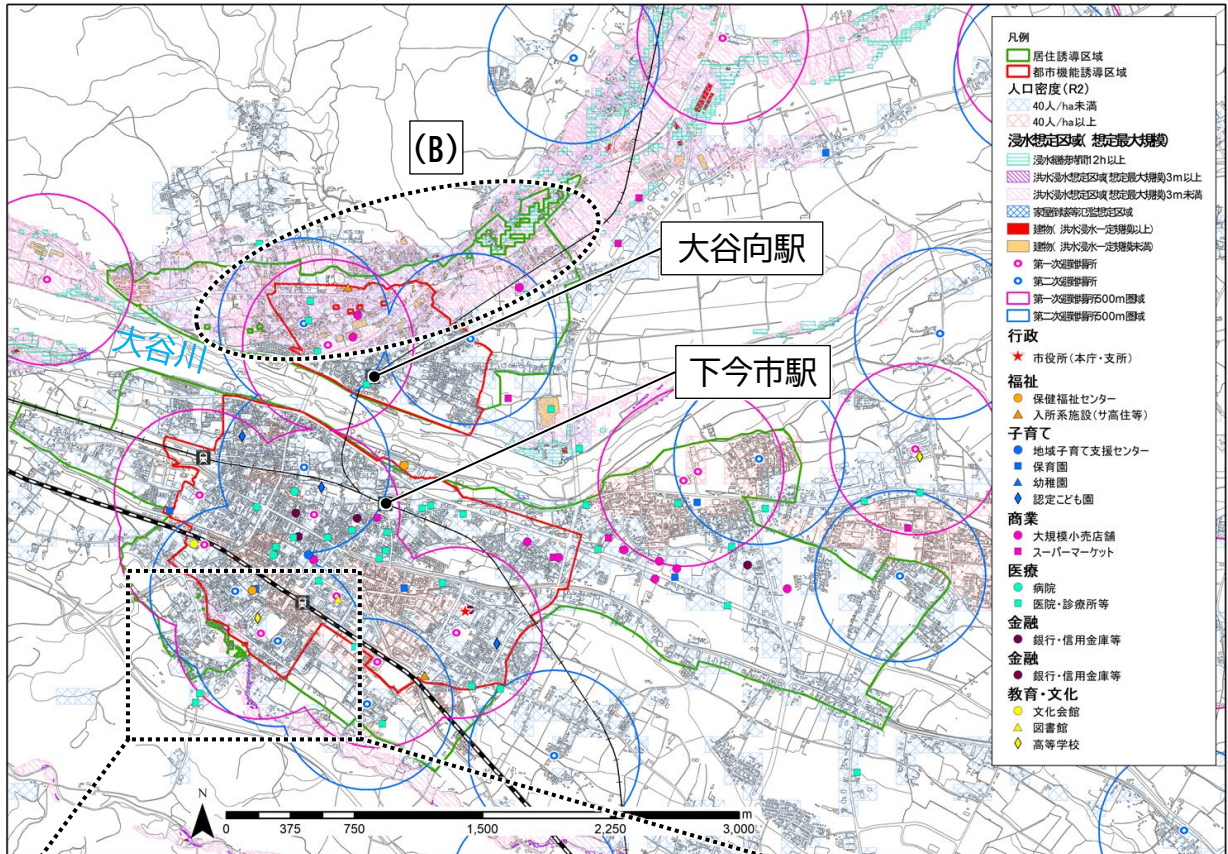


図 洪水浸水想定区域 (今市地域)

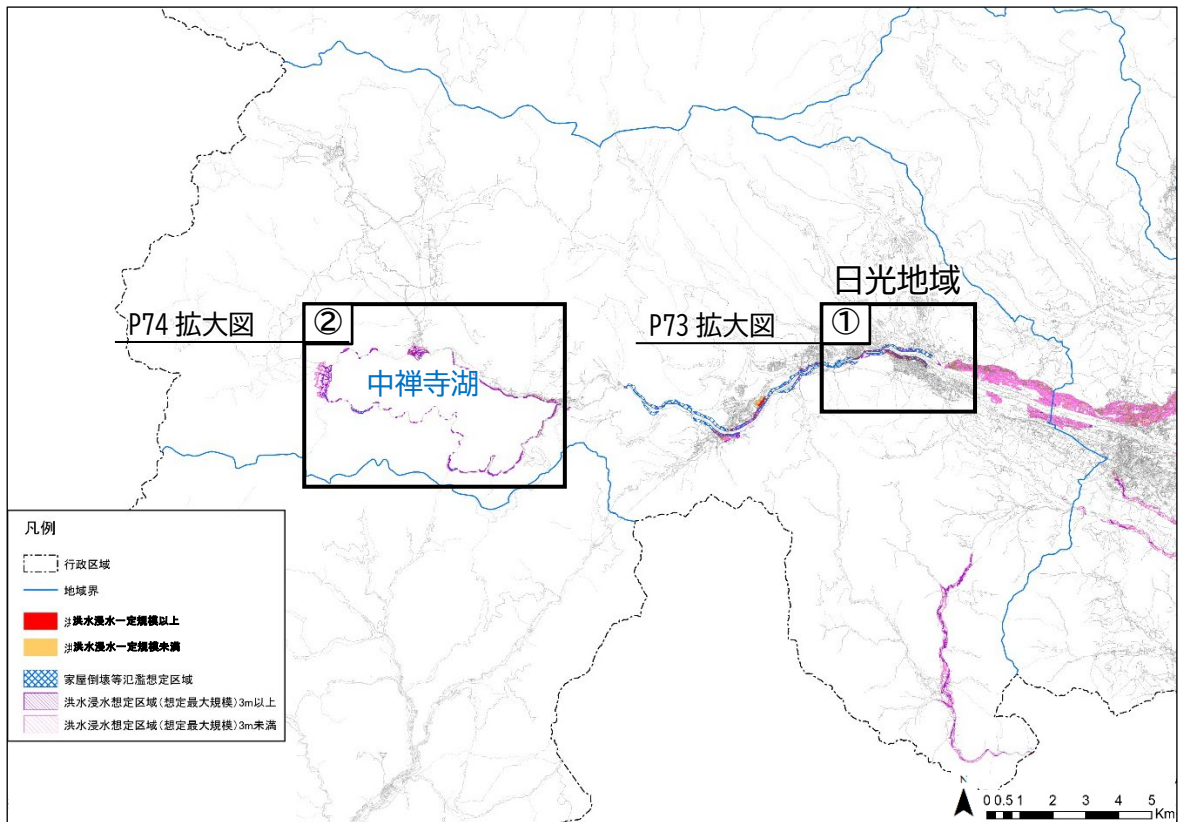
【拡大図①（今市地域）】

- ・浸水深 3.0m以上の区域に立地する建物が県立今市高校西側に見られ、災害リスクの回避に向けた取組が求められます。【A】
- ・大谷川北岸の広範囲に、浸水深 3.0m未満の区域が広がっており、都市機能誘導施設である福祉・子育て・商業・医療施設を含めた多くの建物が立地しているため、垂直避難が求められます。特に福祉施設については、要配慮者に考慮した避難対策も求められます。また、浸水継続時間 12 時間を超える区域が一部のエリアで指定されており、インフラへの影響や避難行動の遅れ等の懸念があります。【B】



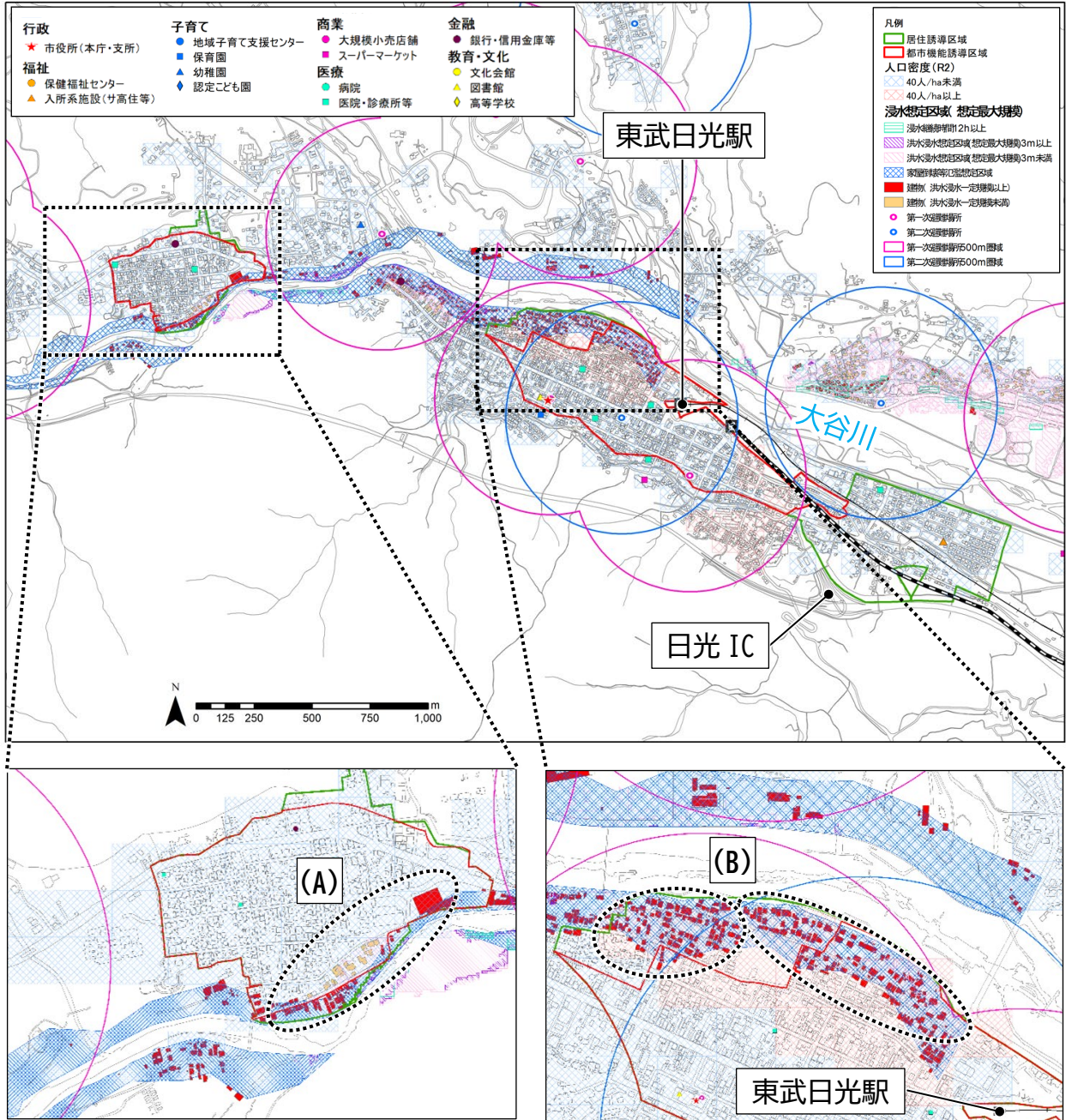
② 日光地域

	現状	課題
居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内に家屋倒壊等氾濫想定区域があります。また、東武日光駅西側の一部エリアは、人口密度が高い（40人/ha以上）エリアです。 ⇒p73【A】【B】参照	<ul style="list-style-type: none"> ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に向けた対策が必要です。 特に、水害発生時の避難場所への迅速な水平避難を促す取組や防災意識の向上が必要です。
日光地域全体	<ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域、または垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上に立地する建物が日光地域内の建物棟数の7.2%（1,004棟）あります。 大谷川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域があり、当該区域に建物が多数立地しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備等のハード整備による災害リスクの低減に加え、指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 中禅寺湖周縁は浸水深 3.0m以上の区域が指定されており、一部エリアには建物が立地しています。 ⇒p74参照	<ul style="list-style-type: none"> 一帯は観光地になっており、その中に宿泊施設が立地しています。観光客等が迅速に避難行動を取るための取り組みが必要です。



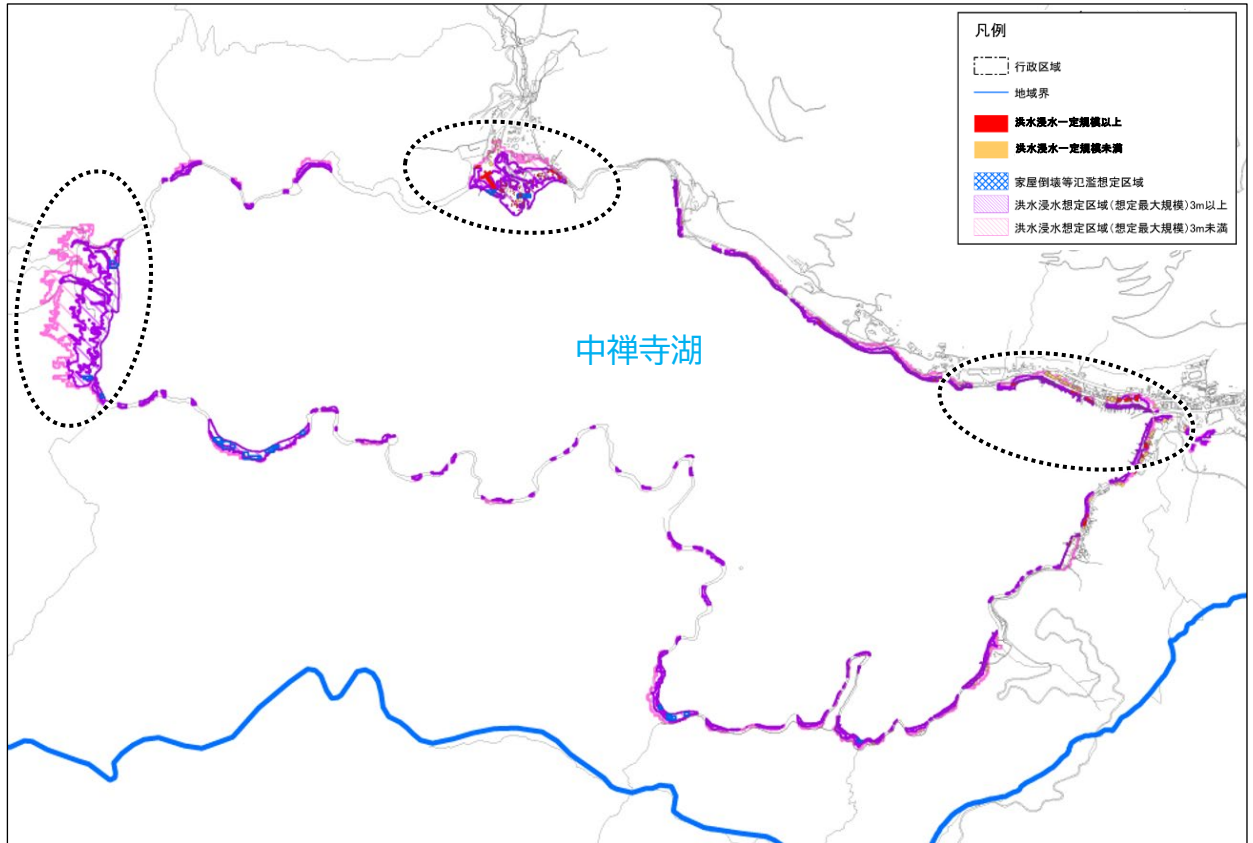
【拡大図①（日光地域）】

- ・大谷川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域に建物が立地しており、災害時の人的・物的被害が想定されます。【A】
- ・東武日光駅西側の一部エリアは、人口密度が高い（40人/ha以上）ため、特に災害リスクの低減に向けた対策が必要です。【B】



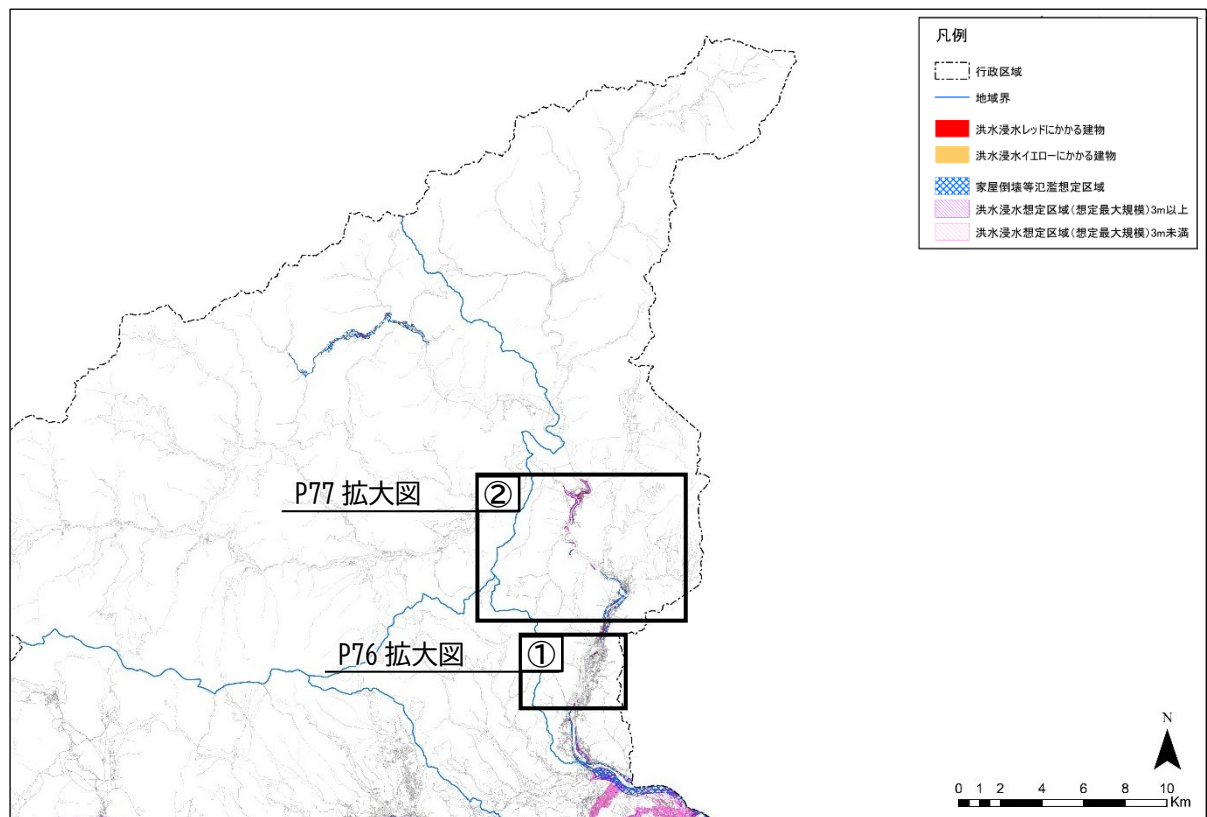
【拡大図②（日光地域）】

- 中禅寺湖周縁が浸水深 3.0m以上の区域となっており、一部エリアには建物が立地しています。
- 道路が一本であることから、災害時に道路が寸断され、孤立する可能性があります。



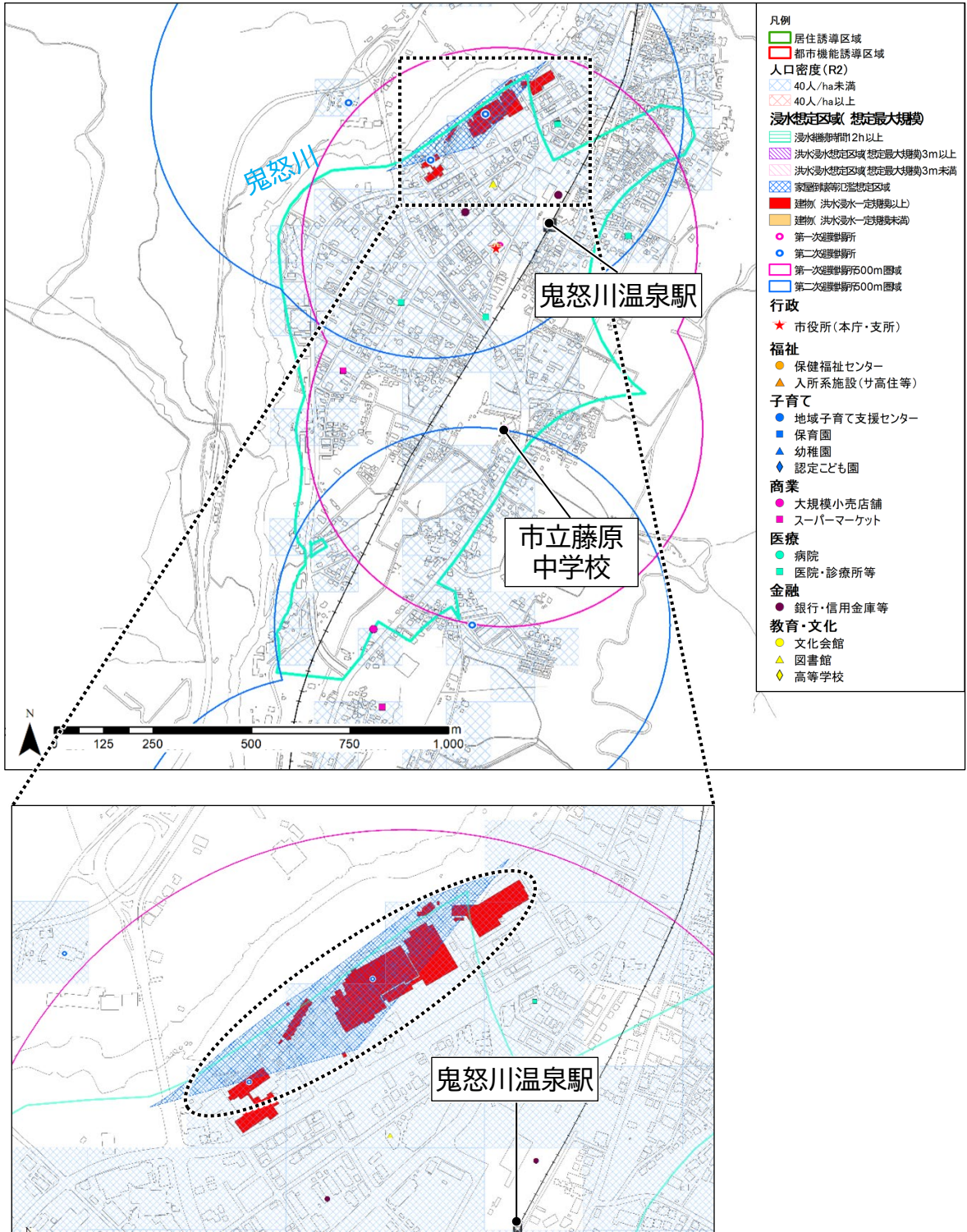
③ 藤原地域

	現状	課題
藤原拠点区域	<ul style="list-style-type: none"> 藤原拠点区域（独自区域）に家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれており、一部宿泊施設が当区域に立地しています。 ⇒p76 参照	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備等のハード整備による災害リスクの低減に加え、指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
藤原地域全体	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川沿いの一部が家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深 3.0m以上の区域となっています。これら区域に立地する建物は、藤原地域内の建物棟数の 11.3%（994 棟）です。 	



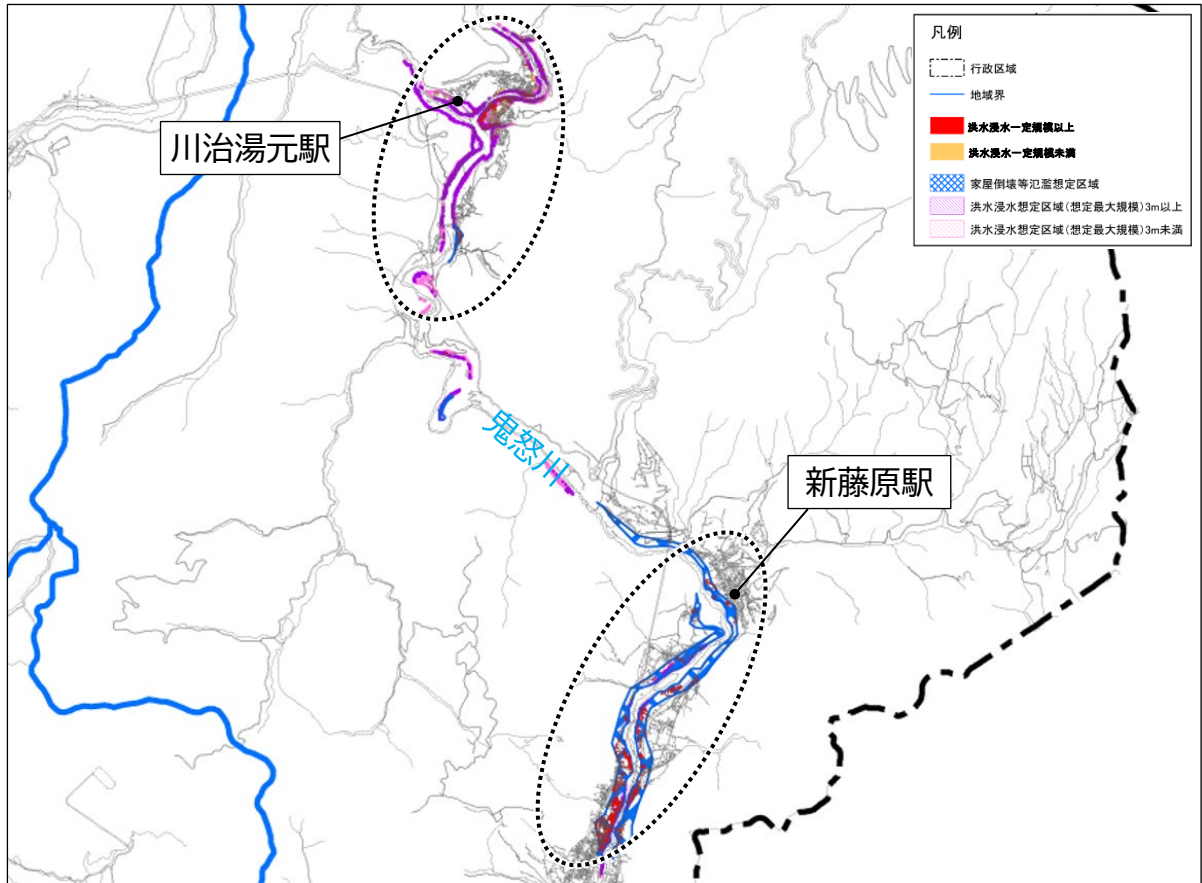
【拡大図①（藤原地域）】

・独自区域のほとんどは洪水浸水想定区域外ですが、北部の一部区域が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれています。



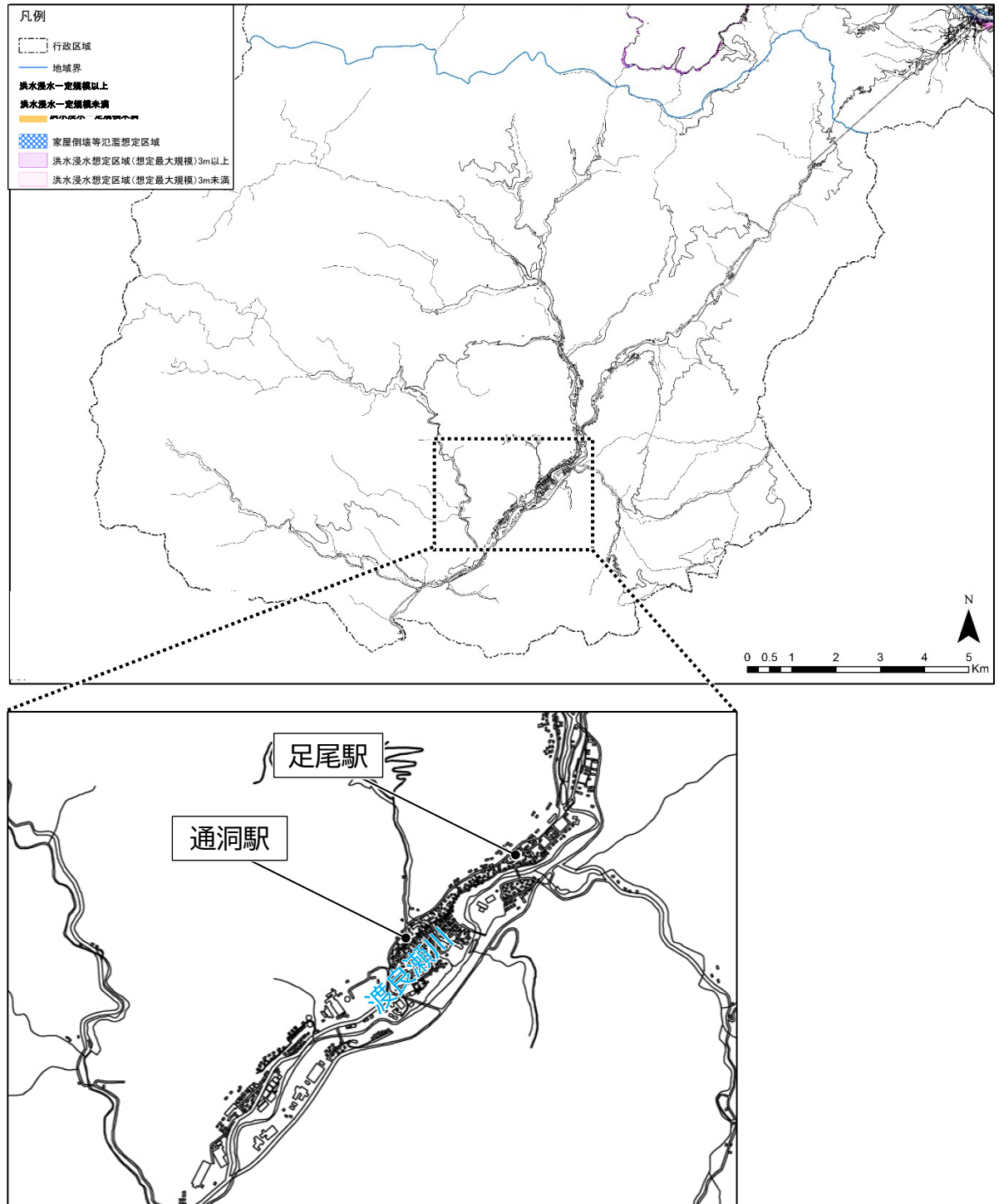
【拡大図②（藤原地域）】

- 川治温泉から鬼怒川に沿って家屋倒壊等氾濫想定区域、または浸水深 3.0m以上の区域が設定されています。建物が立地しており、迅速な避難行動を促すための取組や避難所等の体制確保が必要です。



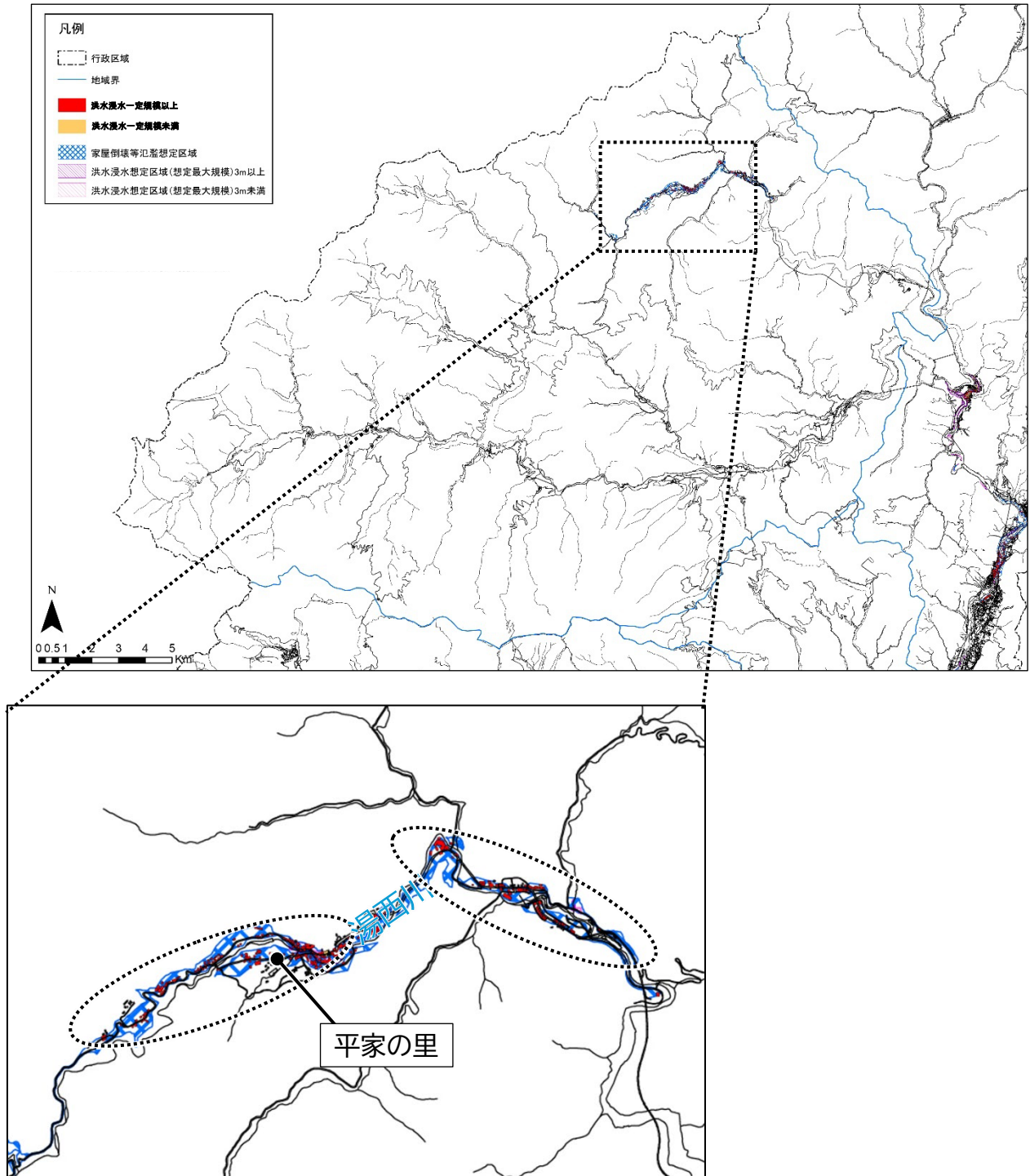
④ 足尾地域

	現状	課題
域全体 足尾地	<ul style="list-style-type: none"> 地域内で洪水浸水想定区域に立地する建物はみられません。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水リスクはみられませんが、地域を渡良瀬川が貫流しています。河川防災に係る意識の醸成が必要です。



⑤ 栗山地域

	現状	課題
栗山地域 全体	<ul style="list-style-type: none"> 湯西川沿いが家屋倒壊等氾濫想定区域になっています。これら区域に立地する建物は、栗山地域内の建物棟数のうち19.8%（220棟）です。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備等のハード整備による災害リスクの低減に加え、指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



(3) 土砂災害に関する現状・課題

- 日光市内各地の山間部に土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。
- 土砂災害特別警戒区域にかかる建物は市全体の1.9%（1,231棟）、土砂災害警戒区域にかかる建物は14.7%（9,638棟）です。

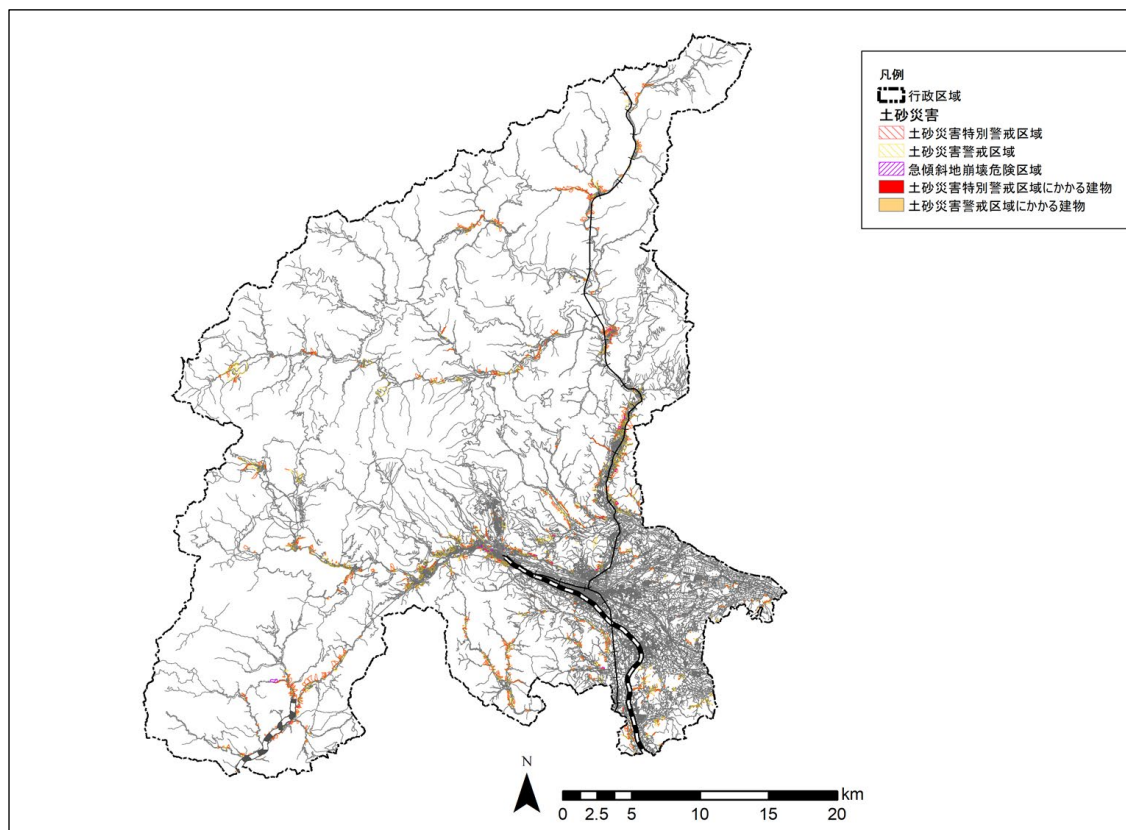


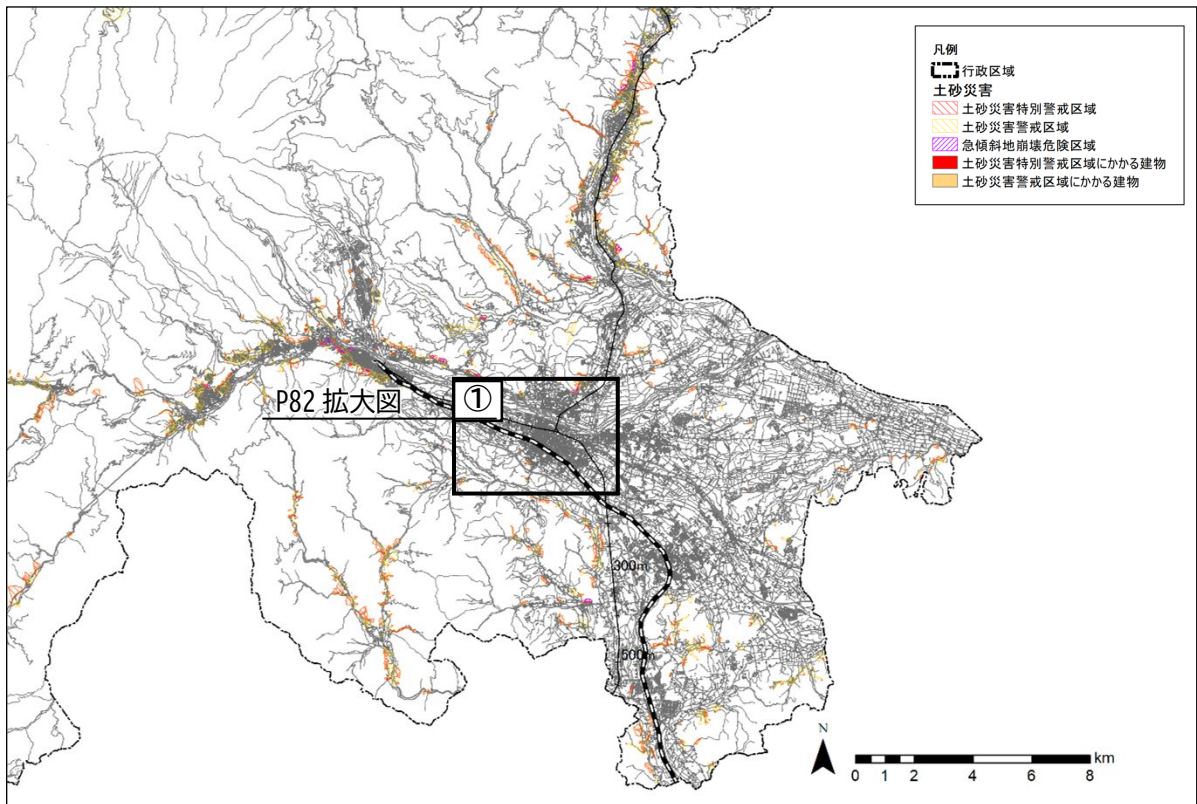
図 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

表 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に含まれる建物棟数の内訳

単位：棟	土砂災害特別警戒区域 にかかる建物		土砂災害警戒区域 にかかる建物		土砂災害の影響 がない建物		合計
今市地域	213	0.5%	1,380	3.4%	39,045	96.1%	40,638
日光地域	437	3.1%	4,184	30.1%	9,294	66.8%	13,915
藤原地域	334	3.8%	2,933	33.2%	5,560	63.0%	8,827
足尾地域	160	12.7%	709	56.4%	388	30.9%	1,257
栗山地域	87	7.8%	432	38.9%	591	53.2%	1,110
日光市全体	1,231	1.9%	9,638	14.7%	54,878	83.5%	65,747

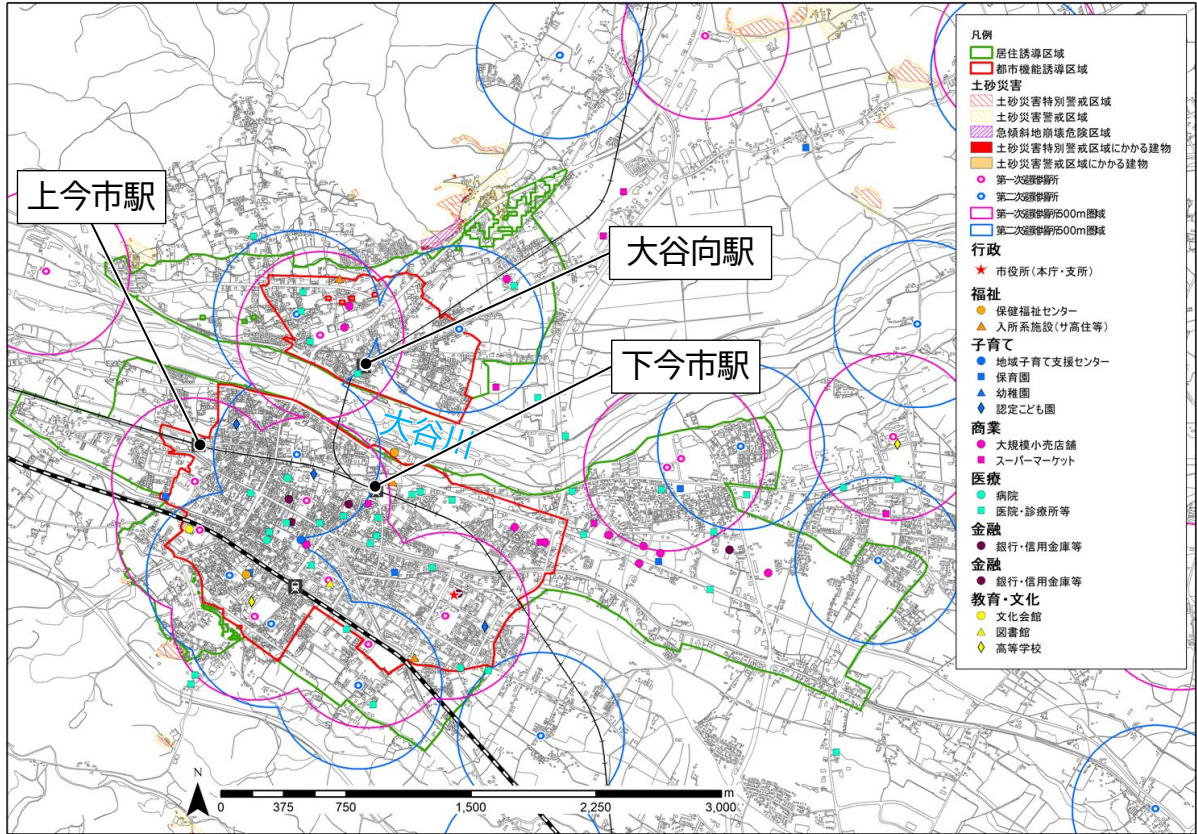
① 今市地域

	現状	課題
居住誘導区域 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されたエリアがあります。 ⇒p82 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域に含めないよう設定されており、災害リスクの回避に向けた検討が必要です。
今市地域 全体	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域にかかる建物は今市地域内の建物棟数の 0.5% (213 棟)、土砂災害警戒区域にかかる建物は 3.4% (1,380 棟) となっており、家屋倒壊等による人的・物的被害の懸念があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域内での開発の制限などの対応が必要です。 土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が地域内の各地に存在しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



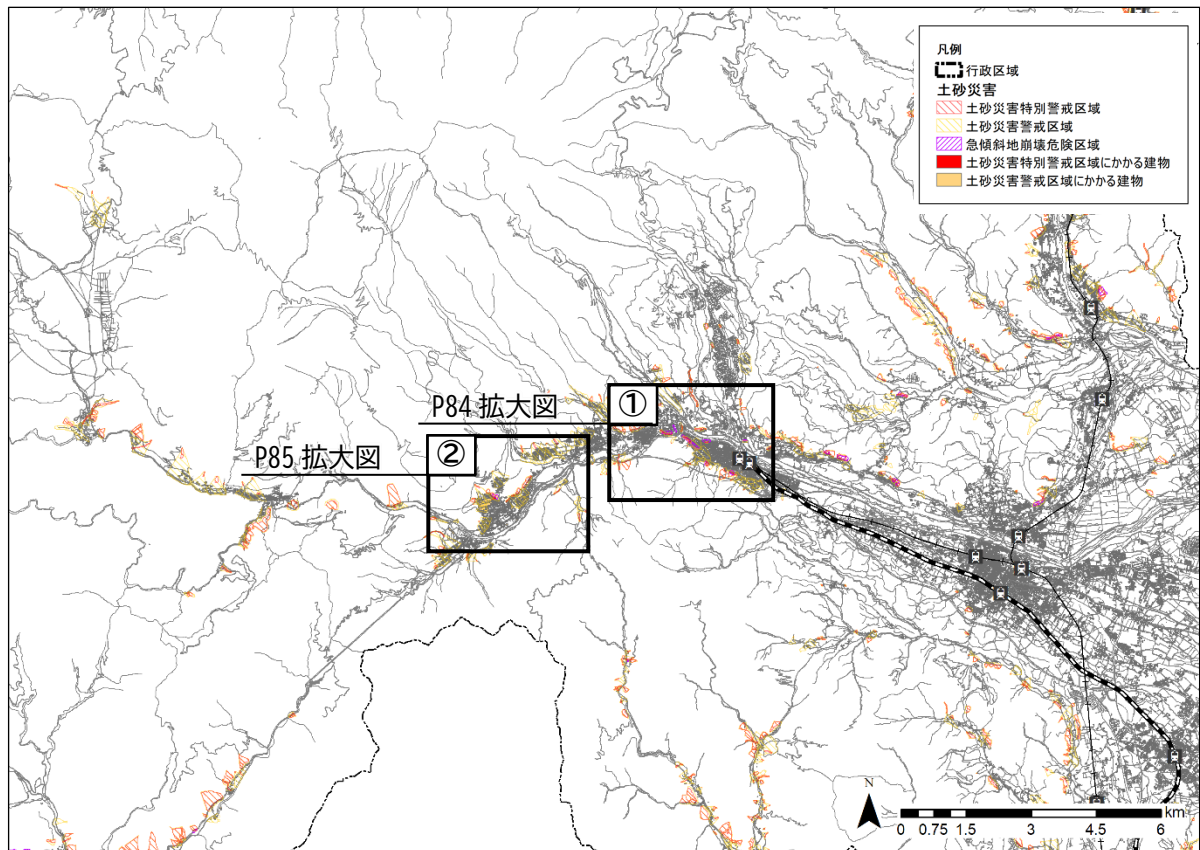
【拡大図①（今市地域）】

・居住誘導区域は土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を含まないように設定されており、居住誘導区域に立地するほとんどの建物は土砂災害リスクが小さいといえます。



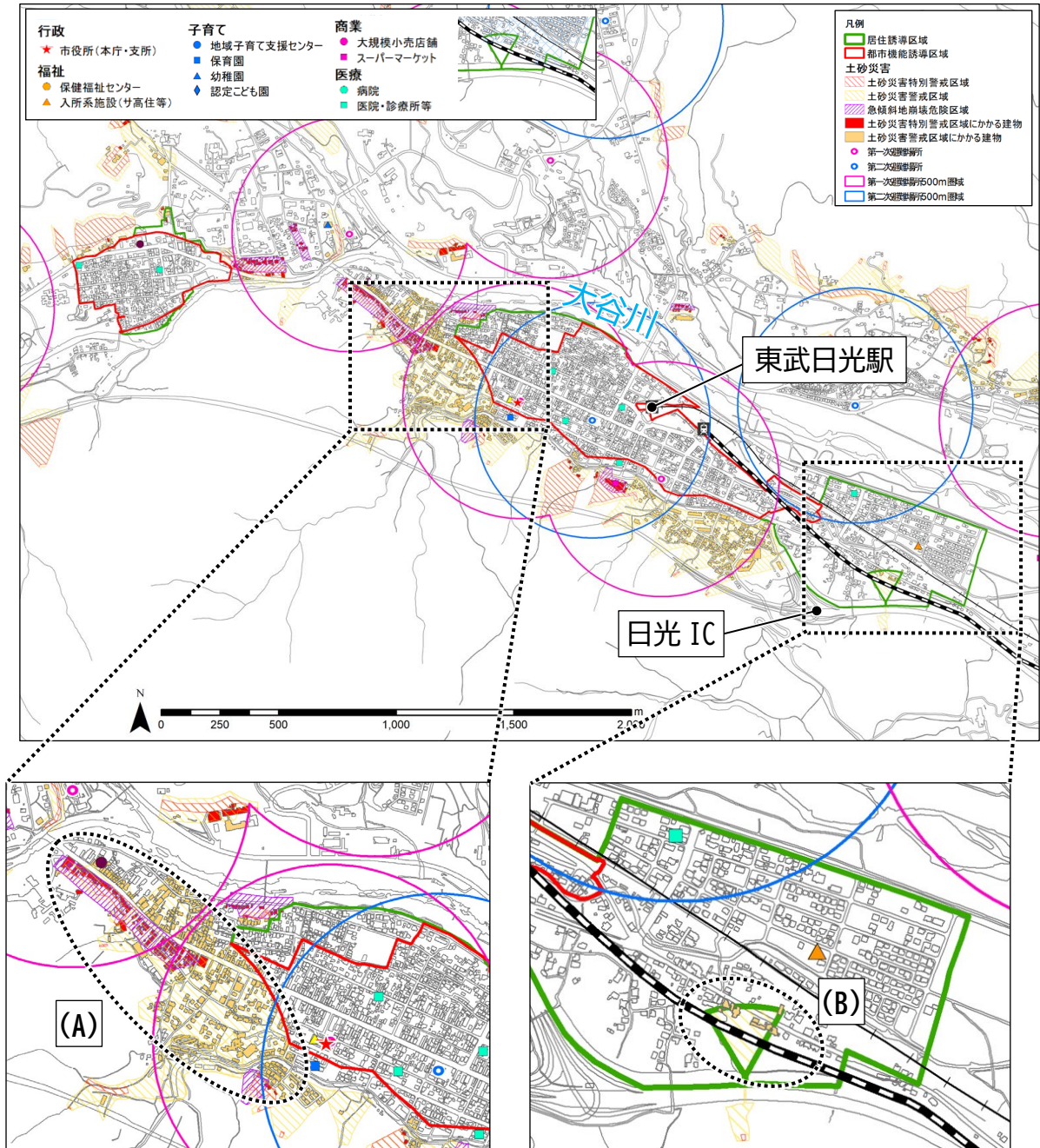
② 日光地域

	現状	課題
居住誘導区域 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されたエリアがあります。 ⇒p84 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域に含めないよう設定されており、災害リスクの回避に向けた検討が必要です。
日光地域全体	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域にかかる建物は日光地域内の建物棟数の 3.1% (437 棟)、土砂災害警戒区域にかかる建物は 30.1% (4,184 棟) となっており、家屋倒壊等による人的・物的被害の懸念があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域内での開発の制限など災害リスク回避への対応が必要です。 土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が日光地域内の、住宅の密集地に存在しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



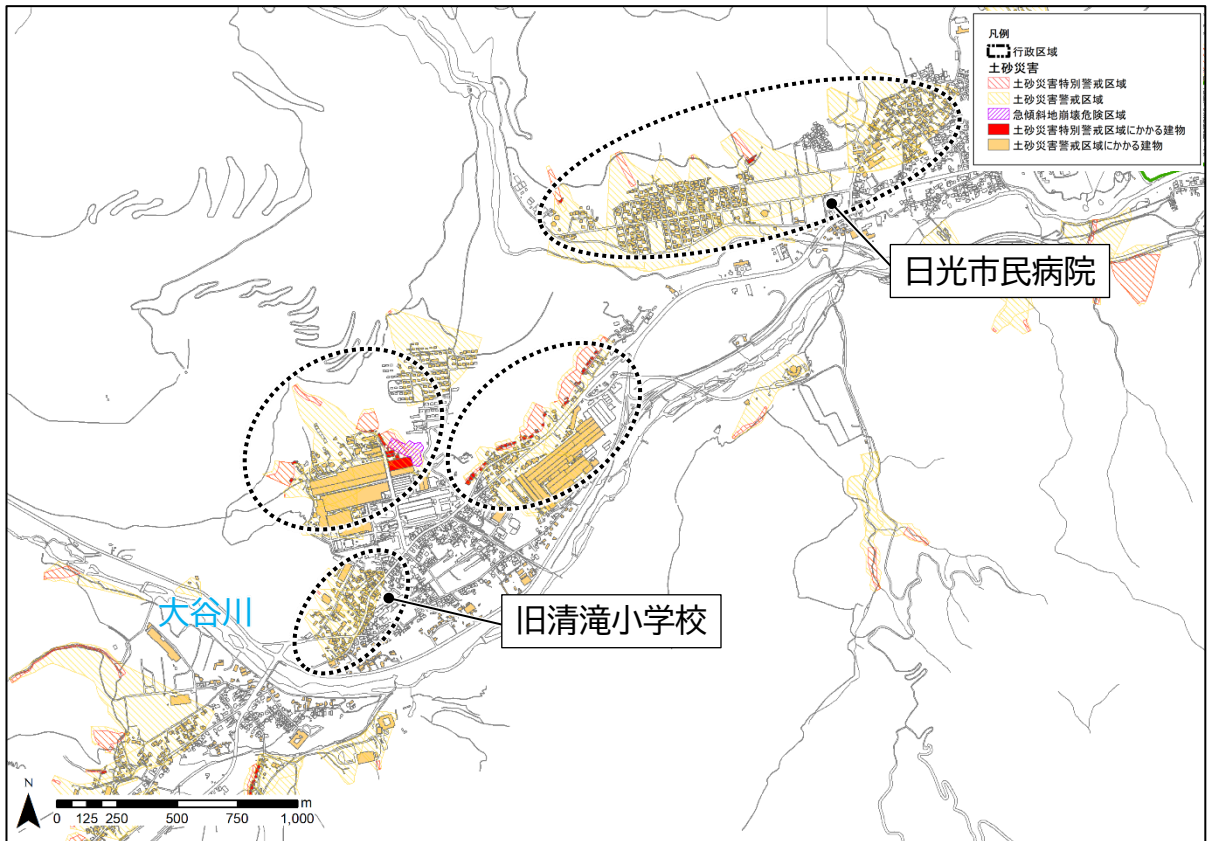
【拡大図①（日光地域）】

- ・居住誘導区域周辺に土砂災害警戒区域等が指定されています。多くの建物が立地しており、土砂災害による人的、建物被害の恐れがあります。一部の建物は急傾斜地崩壊危険区域内に立地しています。【A】
- ・土砂災害警戒区域等を含まないように居住誘導区域が設定されています。【B】



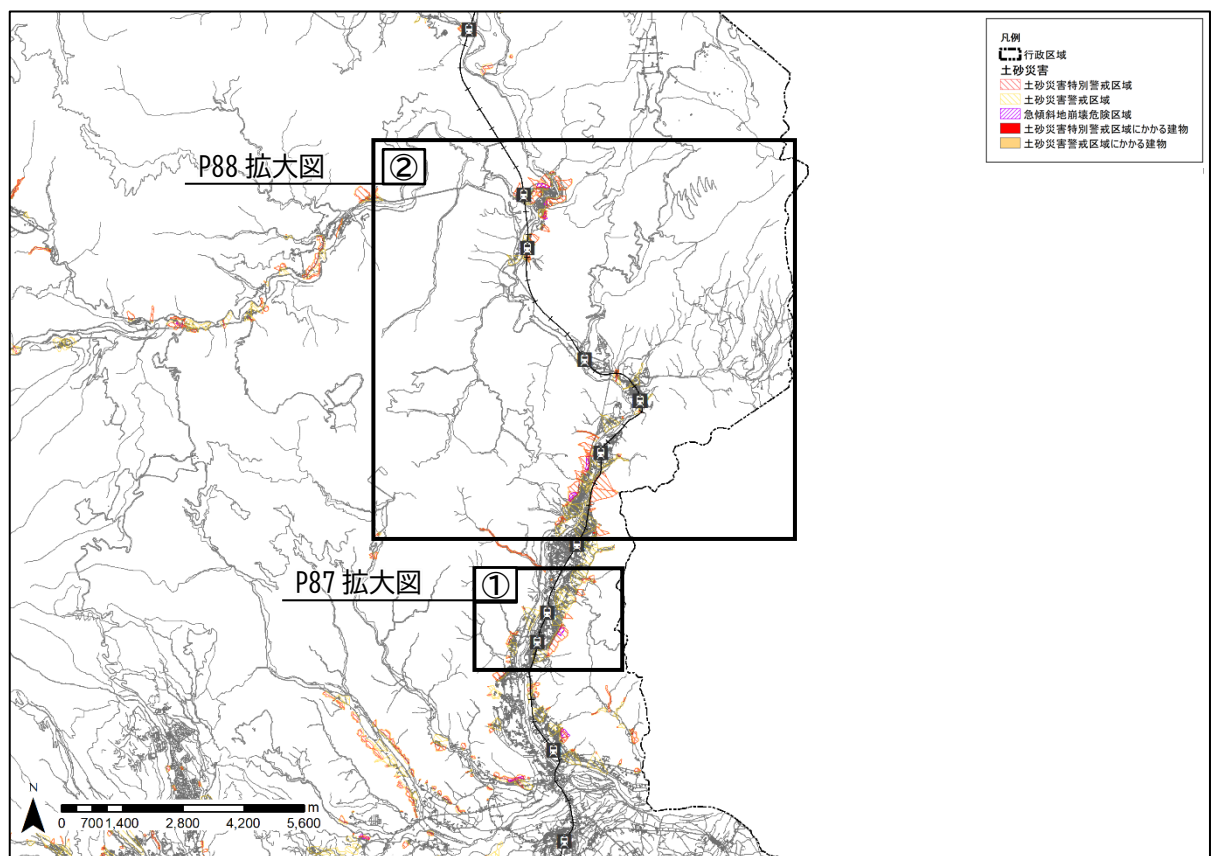
【拡大図②（日光地域）】

- ・清滝地区に、土砂災害特別警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアがあります。建物が立地しており、土砂災害による人的・物的被害の恐れがあります。



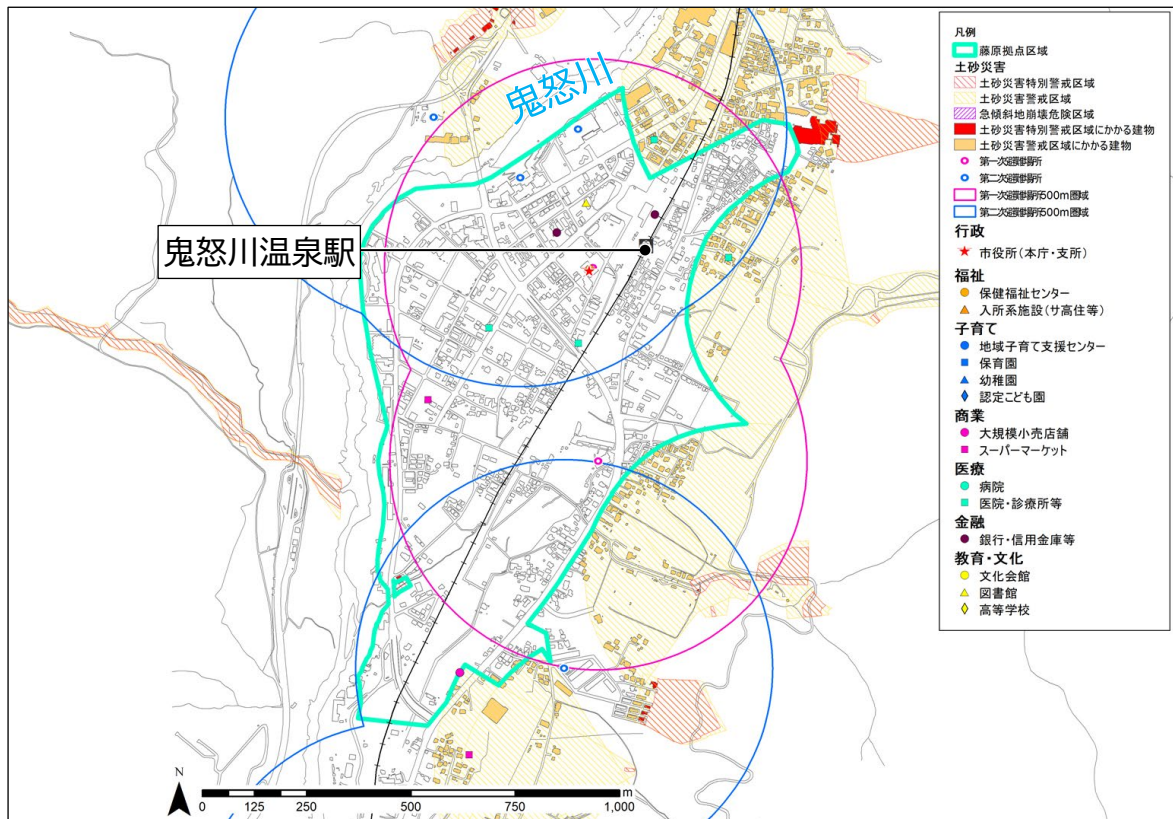
③ 藤原地域

	現状	課題
藤原拠点区域 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 藤原拠点区域（独自区域）周辺に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアがあります。 ⇒p87 参照	<ul style="list-style-type: none"> 藤原拠点区域に含めないよう設定されており、災害リスクの回避に向けた検討が必要です。
藤原地域全体	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域にかかる建物は藤原地域内の建物棟数の 3.8%（334 棟）、土砂災害警戒区域にかかる建物は 33.2%（2,933 棟）となっており、家屋倒壊等による人的・物的被害の懸念があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域内での開発の制限など災害リスク回避への対応が必要です。 土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が地域内の各地に存在しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



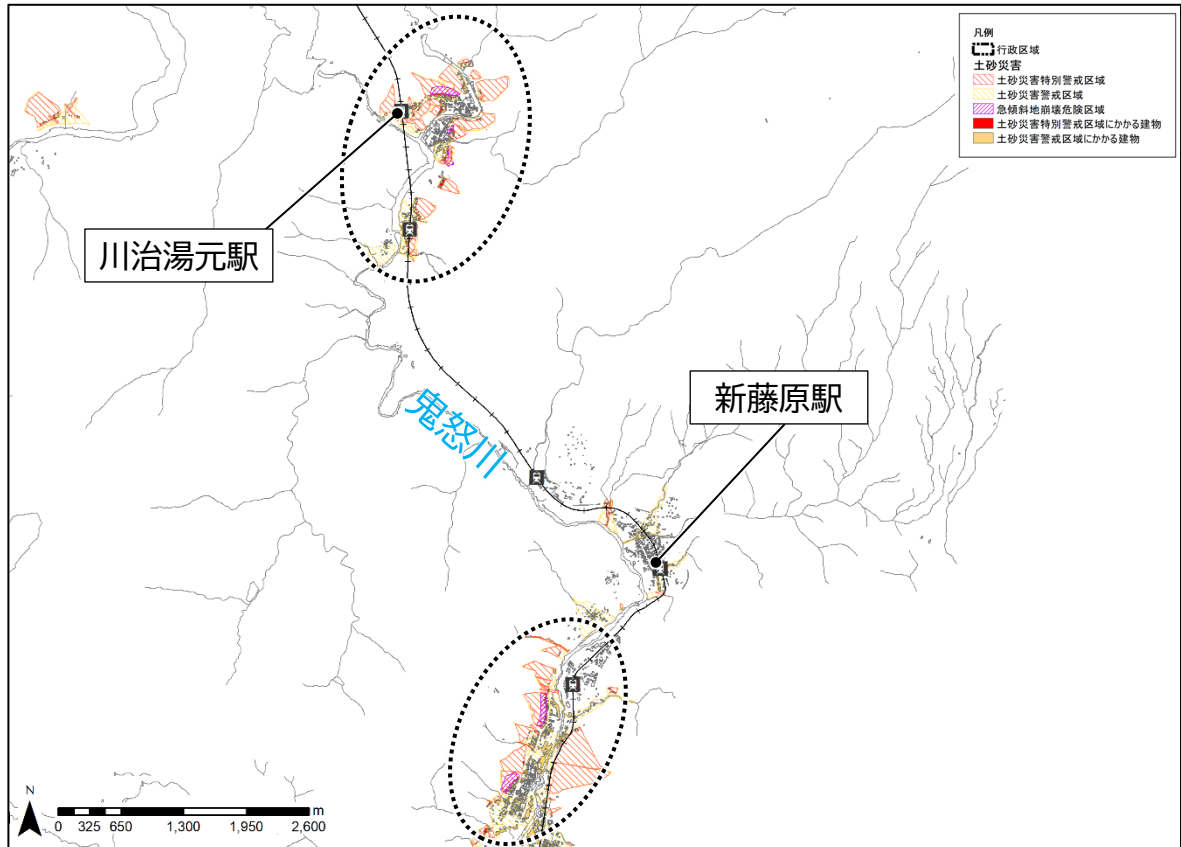
【拡大図①（藤原地域）】

- ・藤原拠点区域周辺に、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアがあります。



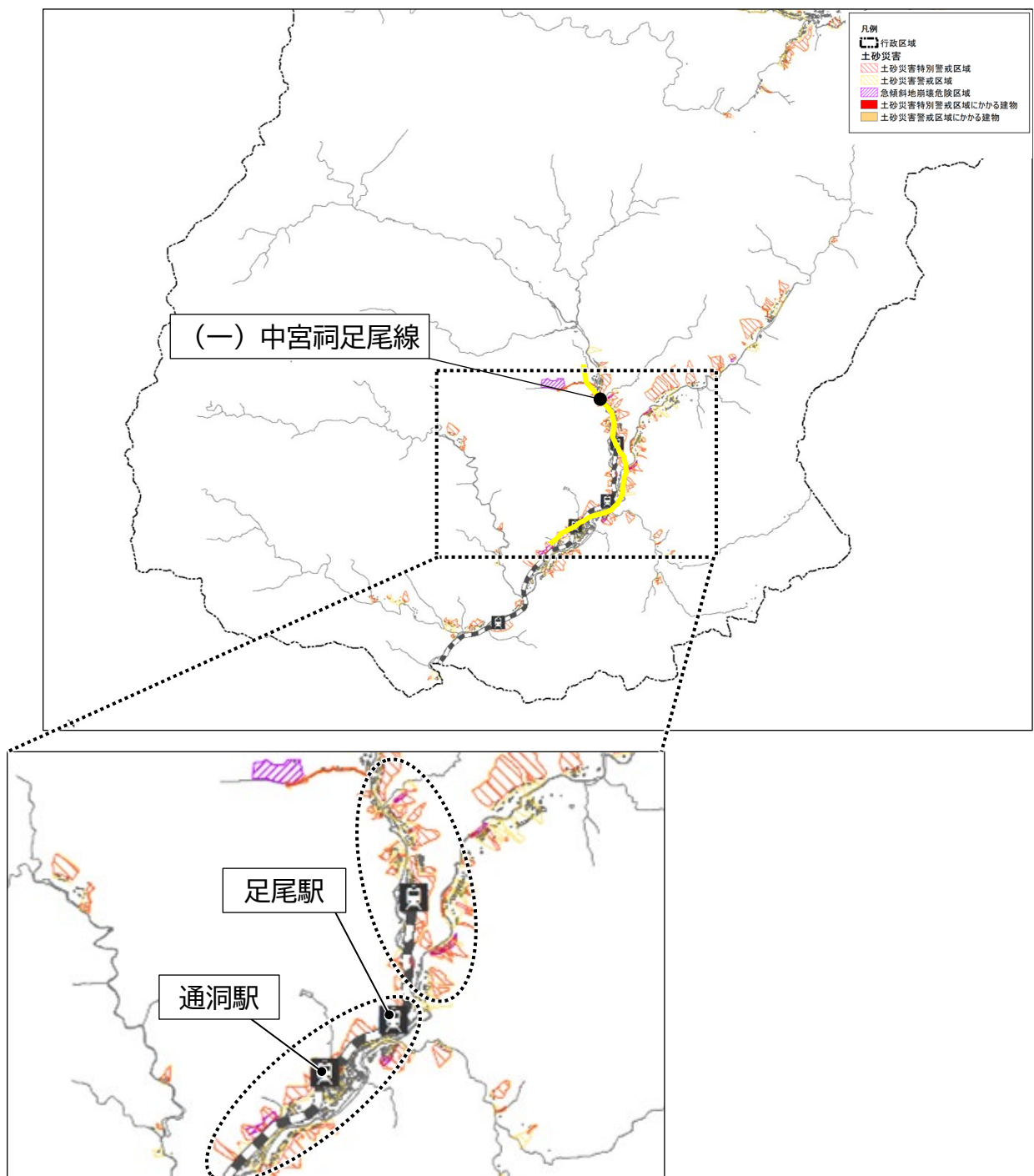
【拡大図②（藤原地域）】

- ・ 鬼怒川温泉や川治温泉付近に、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に指定されているエリアがあります。建物が立地しており、土砂災害による人的・物的被害の恐れがあります。



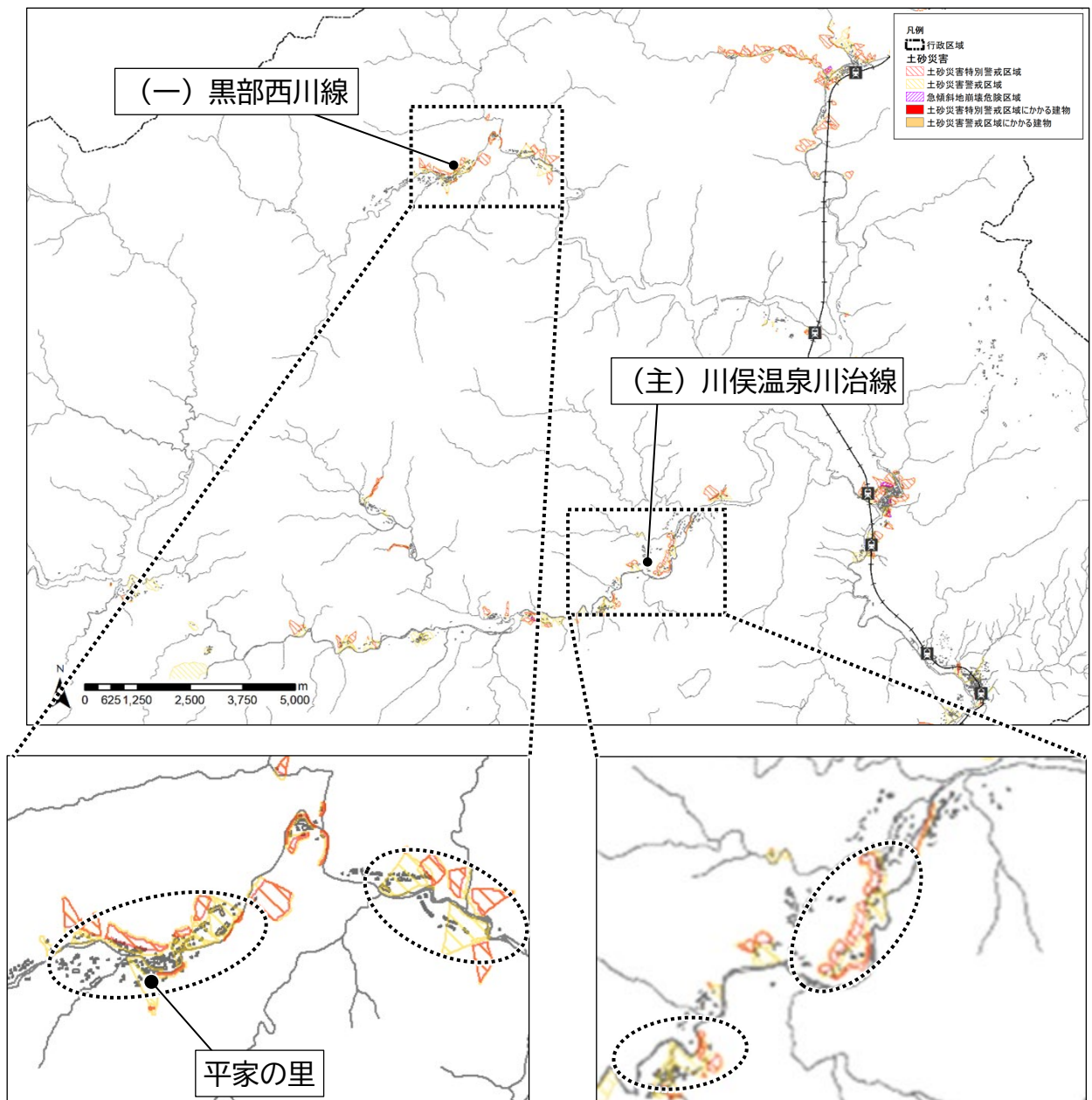
⑤ 足尾地域

	現状	課題
足尾地域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 122 号や (一) 中宮祠足尾線に沿って土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されています。 ・土砂災害特別警戒区域にかかる建物は足尾地域内の建物棟数の 12.7% (160 棟)、土砂災害警戒区域にかかる建物は 56.4% (709 棟) となっており、地域内の半数以上の建物について、土砂災害による人的・物的被害の懸念があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。 ・指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



④ 栗山地域

	現状	課題
栗山地域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・(主) 川俣温泉川治線や(一) 黒部西川線に沿って土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されています。 ・土砂災害特別警戒区域にかかる建物は栗山地域内の建物棟数の7.8%(87棟)、土砂災害警戒区域にかかる建物は38.9%(432棟)となっており、土砂災害による人的・物的被害の懸念があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。 ・指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



(4) 地震に関する現状・課題

● 栃木県地震被害想定調査 (H26.5) による「栃木県庁直下に震源を仮定した地震 (M7.3)」では、今市拠点を含む、今市地域南部のほとんどが震度6弱～震度6強と想定されており、人的被害に加え建物倒壊等の物的被害のリスクがあります。

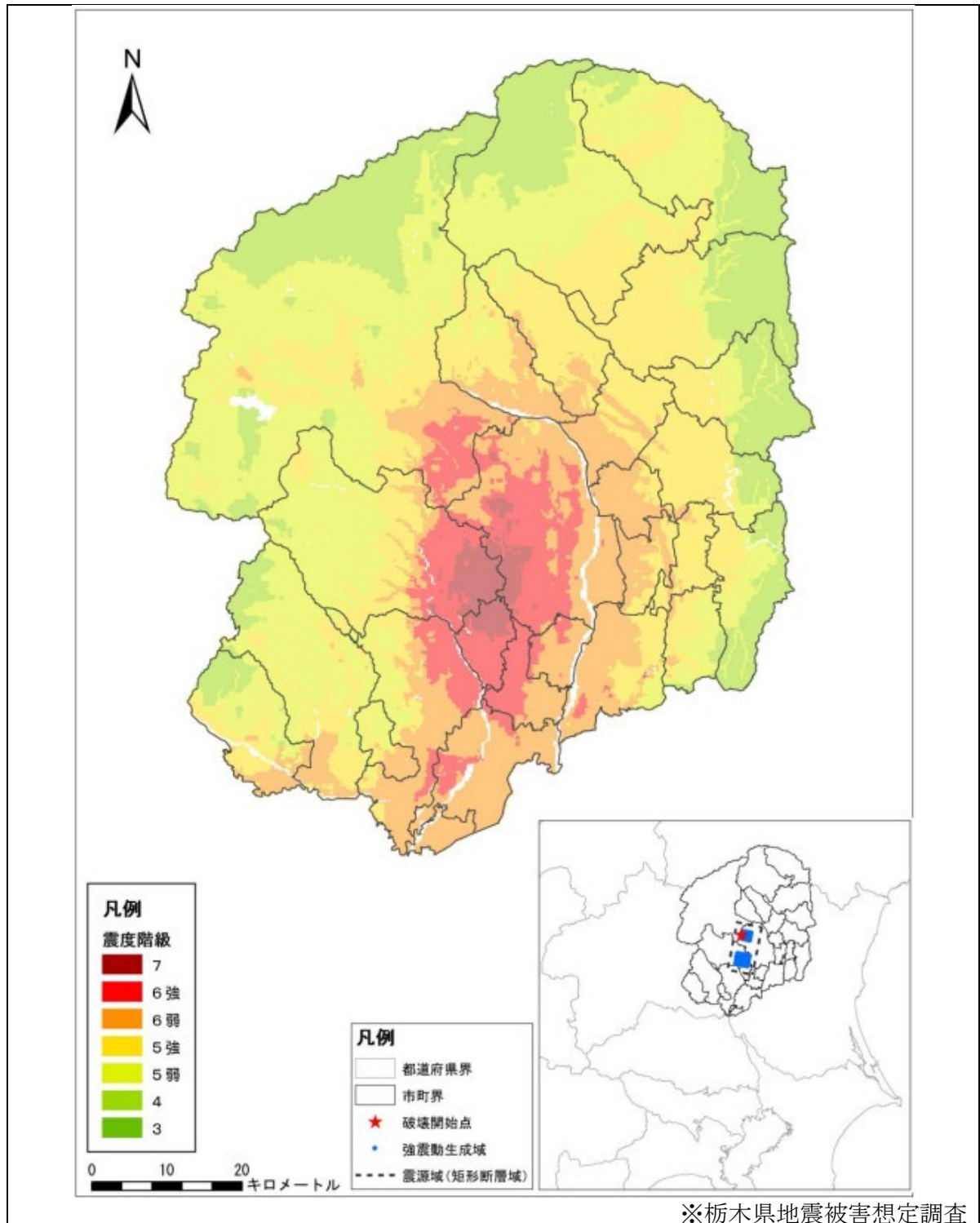


図 栃木県庁直下地震 (仮定) 震度分布図

(5) 火山噴火に関する現状・課題

- 日光白根火山噴火により、日光白根山東側の一部エリアにおいて、降下火砕物（降灰）が積もるおそれがある想定され、物的・人的被害のリスクがあります。

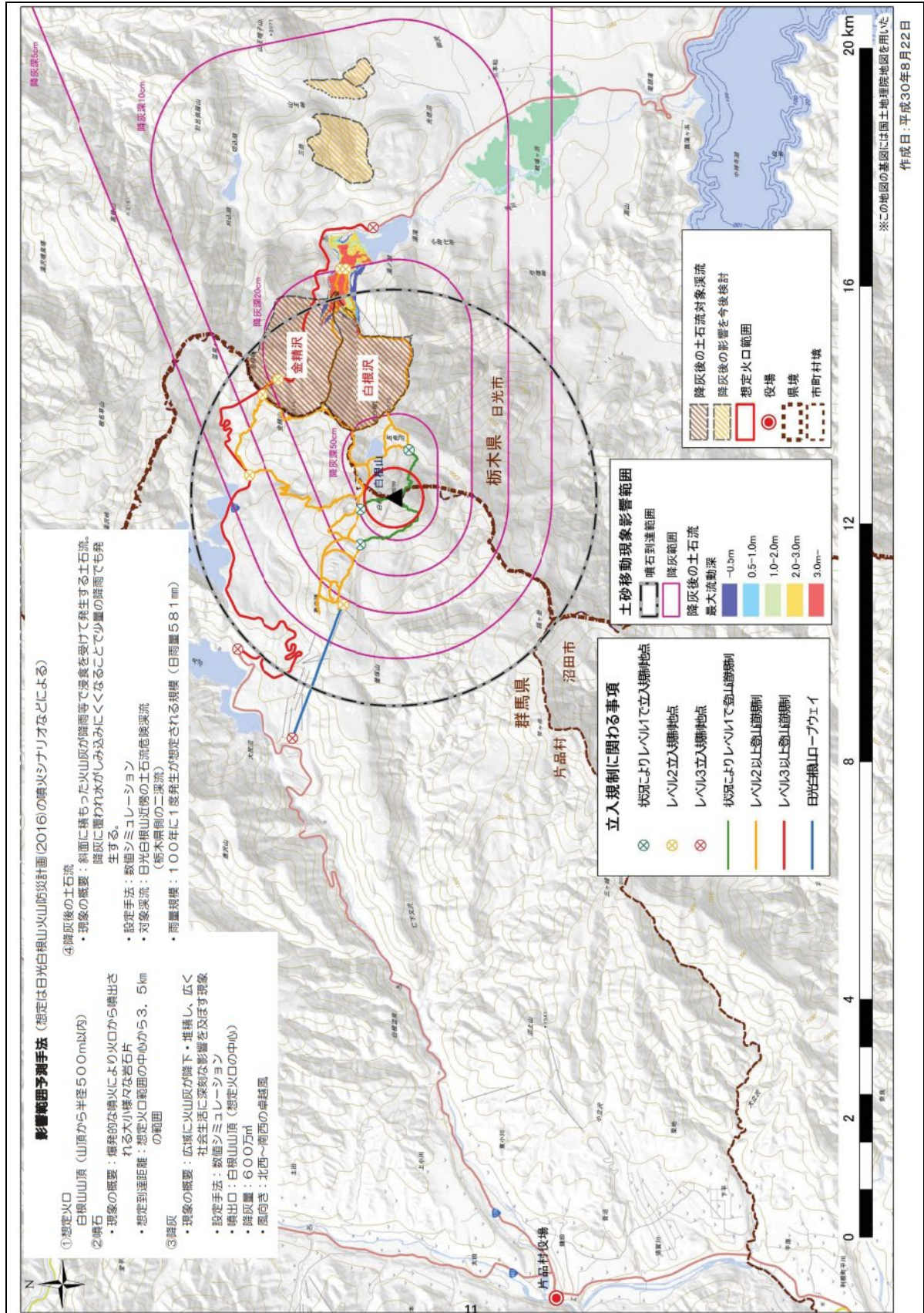


図 日光白根山火山噴火ハザードマップ（噴石・降灰・降灰後の土石流）

(6) 大規模盛土造成地に関する現状・課題

●大規模盛土造成地は市内8か所に指定されています。

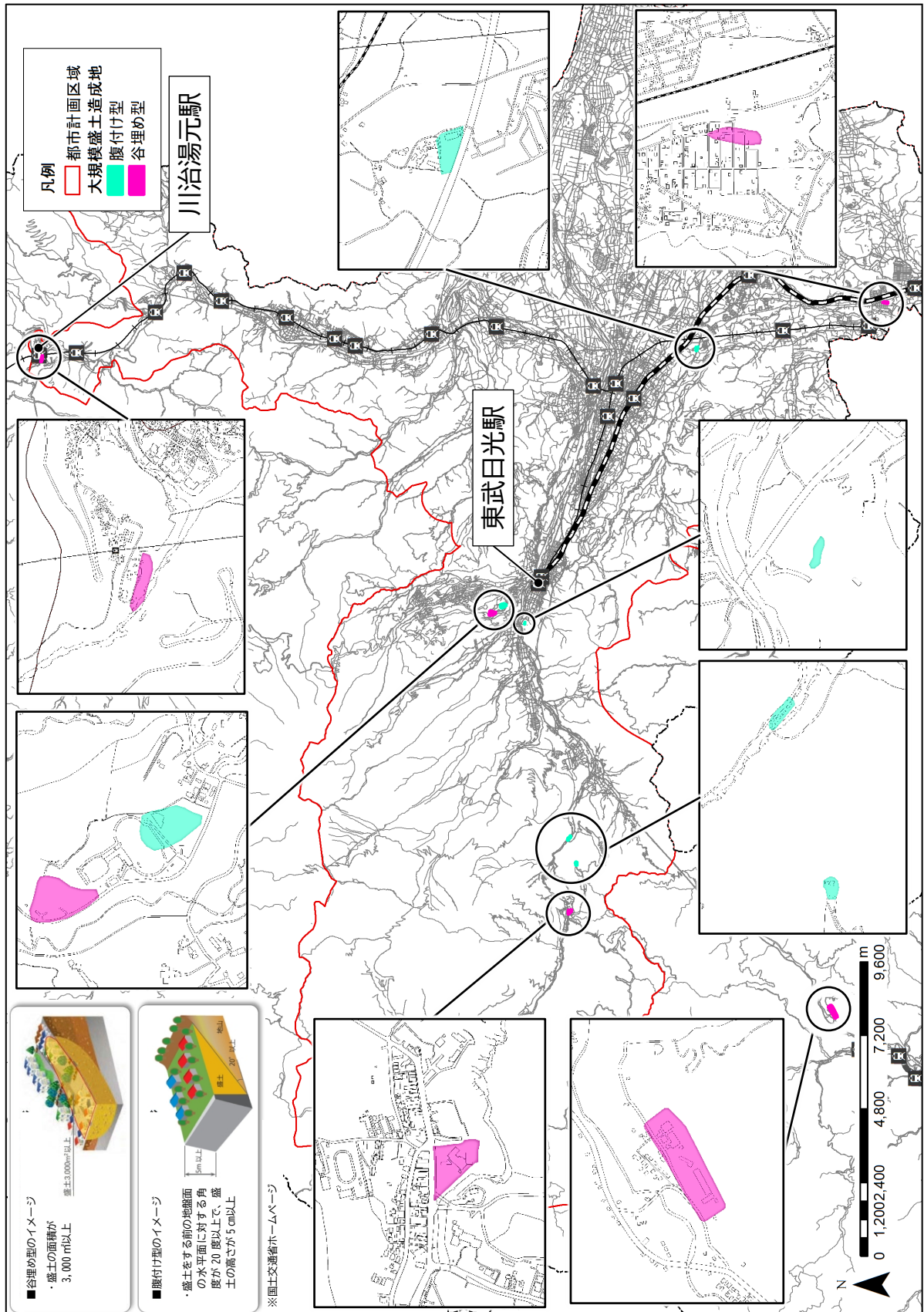


図 日光市の大規模盛土造成地の指定状況

(7) 災害リスクのまとめ

災害に関する現状と課題を以下に示します。

表 本市の災害リスクの現状・課題まとめ

項目	現状	課題
洪水 洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・垂直避難が困難とされる浸水深 3.0 m以上に立地する建物は、市全体の建物棟数の 3.9% (2,535 棟) です。 ・居住誘導区域内の一部エリアで、浸水深 3.0m以上の区域、浸水継続時間 12 時間以上の区域が指定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・垂直避難が困難であり、避難・救助の遅れやインフラ施設への影響などの人的・物的被害のおそれがあります。 ・災害リスク回避への対応、河川整備等のハード整備による災害リスクの低減が求められます。 ・指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内の一部エリアに家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深 3.0m未満の区域が見られ、建物が立地しています。(今市地域、日光地域、藤原地域) ・川治温泉や鬼怒川温泉、中禅寺湖周縁など、観光地の一部が浸水想定区域になっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備等のハード整備による災害リスクの低減が求められます。 ・垂直避難が可能な指定避難所や指定緊急避難場所の新たな指定、水害発生時の垂直避難の徹底等の防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域にかかる建物は市全体の 1.9% (1,231 棟)、土砂災害警戒区域にかかる建物は 14.7% (9,638 棟) です。 ・居住誘導区域内の一部エリアで、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に立地する建物が存在します。(日光地域、藤原地域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流や地滑り等による人的・物的被害のおそれがあります。 ・災害リスク回避への対応が求められます。 ・土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が求められます。 ・災害時の機能確保や早期復旧に向けた事前復興等の検討が求められます。 ・指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
地震	<p>栃木県地震被害想定調査 (H26.5) による「栃木県庁直下に震源を仮定した地震 (M7.3)」では、市街地部分のほとんどが震度 6 弱～震度 6 強と想定されており、人的被害に加え建物倒壊等の物的被害のリスクがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の倒壊対策など、予防措置による被害低減が求められます。 ・避難経路・避難所等の把握促進などの防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が求められます。
火山噴火	<p>白根火山噴火により、白根山東側の市内一部エリアにおいて、降下火砕物 (降灰) が積もるおそれがある想定され、物的・人的被害のリスクがあります。</p>	<p>災害リスクや適切な避難行動の把握促進などの防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が求められます。</p>

3 防災指針

(1) 防災に関わる基本的な方針

「日光市地域防災計画」や「日光市国土強靱化地域計画」等の方針と整合を図りつつ、前頁で示した課題を踏まえ、防災に関わる基本的な方針及び災害リスクに対する取組方針を以下に示します。

■防災に関する基本的な方針

「安心・安全なまちづくりの推進」

表 災害リスクに対する防災の取組方針

項目		取組方針
洪水	洪水浸水想定区域	・洪水浸水深3 m以上の区域、または浸水継続時間12時間以上の区域は居住誘導区域から除くことを基本とし、災害リスクの回避を図ります。
		・水害を予防し、河川の安全性を高めるためのハード対策・ソフト対策を一体的に推進し、災害リスクの低減を図ります。
土砂災害		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等は居住誘導区域から除くことを基本とし、災害リスクの回避を図ります。 ・ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。
地震		・住宅・建築物の耐震化の推進、災害発生時の倒壊等による被害を防ぐための空き家対策を推進し、災害リスクの低減を図ります。
火山噴火		・火山噴火及び噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするための対策を推進し、災害リスクの低減を図ります。
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・地区単位での防災活動に関する計画（地区防災計画）づくりを推進します。 ・市全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発や防災教育、国、県及び関係機関、民間団体等との連携強化に努めます。 ・避難行動要支援者への情報伝達や、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整理します。

(2) 取組方針に基づく具体的な防災施策

取組方針に基づき、ハード・ソフト両面からの災害リスクの回避・低減に必要な具体的な取組施策を下表に示します。

施策の実施にあたり、計画的に進捗を図るため、個々の施策に対して、実施主体及び実施時期の目標（短期・中期・長期）も併せて示します。

表 取組方針に基づく施策とスケジュール（1/2）

災害リスクの回避・低減に必要な取組施策 (◆ハード施策、◇ソフト施策)	主体	対応する災害				スケジュール		
		洪水	土砂	地震	火山	短期	中期	長期
◇居住誘導区域の見直し	回避	市	○	○				
◆河川の堤防、護岸整備などの河川改修の推進	低減	県市	○					
◆河川の堆積土砂除去、スクリーン清掃などの防災・減災対策の推進	低減	県市	○					
◇洪水に関する警戒情報、避難情報などの災害情報伝達体制の整備	低減	市	○					
◆土砂災害防止施設の整備推進の要望	低減	市		○				
◇防災情報の提供及び土砂災害ハザードマップを活用した危険区域の周知	低減	県市		○				
◇耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく効果的な普及啓発	低減	市			○			
◆国、県の支援制度等を有効活用した耐震化の推進	低減	市			○			
◆老朽危険空き家の所有者に対する空き家の除去や適性管理の指導等の推進	低減	市			○			
◆老朽化し空き家となった市営住宅の解体	低減	市			○			
◇関係機関との連携による火山活動の観測や情報伝達の体制整備	低減	市				○		

短期：5年、中期：10年、長期：15～20年を目安とする。

表 取組方針に基づく施策とスケジュール (2/2)

取組施策 (◆ハード施策、◇ソフト施策)		主体	対応する災害				スケジュール		
			洪水	土砂	地震	火山	短期	中期	長期
◇火山防災マップの周知	低減	市				○	→		
◇火山防災訓練の実施	低減	市				○	→		
◇地区内の住民及び事業者が共同した自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）づくりを推進	低減	市	○	○	○	○	→		
◇自治会、自主防災組織等に対する出前講座や防災訓練の普及啓発	低減	市	○	○	○	○	→		
◇情報伝達、避難誘導等に迅速に対応するための体制整備	低減	市	○	○	○	○	→		
◇災害時要配慮者への支援	低減	市	○	○	○	○	→		

短期：5年、中期：10年、長期：15～20年を目安とする。

